
令和8年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和8年3月2日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和8年3月2日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

| | |
|------------|------------|
| 2番 高木 亜希子君 | 3番 高松 幸茂君 |
| 4番 樋口 隆三君 | 5番 組坂 公明君 |
| 6番 佐藤 裕宣君 | 7番 野鶴 修君 |
| 8番 竹永 茂美君 | 9番 岩淵 和明君 |
| 10番 中野 義信君 | 11番 佐藤 湛陽君 |
| 12番 伊藤 善康君 | 13番 熊懷 和明君 |
| 14番 江藤 芳光君 | |

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

| | |
|------------|-------------|
| 局長 岡村 順子君 | 記録係長 上村 貴志君 |
| 記録係 中畷二佐予君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--------|----------|--------|
| 市長 | 榎藤 英樹君 | 副市長 | 吉村 祥一君 |
| 教育長 | 樋口 則之君 | 市長公室長 | 石井 太君 |
| 総務課長 | 浦 聖子君 | 監査委員事務局長 | 木下 英樹君 |

| | | | |
|-----------------------------|--------|----------|--------|
| 会計管理者 | 佐藤史津子君 | 市民協働推進課長 | 高山 靖生君 |
| 財政課長 | 高瀬 将嗣君 | 企画政策課長 | 手島 直樹君 |
| 税務課長 | 大石 恵二君 | | |
| 市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長 | | | 山崎 穰君 |
| 保健課長 | 末次ヒトミ君 | 福祉事務所長 | 宮崎 公子君 |
| 建設課長 | 雨郡 智也君 | 都市準備課長 | 辻 宏和君 |
| 水環境課長 | 瀧内 宏治君 | | |
| うきはブランド推進課長 | | | 柳原由美子君 |
| 農林振興課長兼農業委員会事務局長 | | | 森山 益資君 |
| 学校教育課長 | 江藤 良隆君 | 生涯学習課長 | 佐藤 重信君 |
| 自動車学校長 | 松竹 信彦君 | | |

午前9時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可をいたします。2番、高木亜希子議員の発言を許可をいたします。

2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） おはようございます。2番議員の高木です。議長の御指名をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

任期としては、ひとまず区切りの一般質問となりますので、丁寧にさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

今回は、子供たちとの対話を通じて、子供を取り巻く環境の整備という観点から、大きくテーマの一つ。そして、私の中で、うきは市の今後の課題になるんじゃないかなと思うテーマの中から二つ質問をさせていただきます。

1番が、自転車通行空間の整備と自転車の安全利用の周知について。2番が、施設介護サービス・居宅介護サービス、それぞれの現状について。3番が、消防団への育休・介護休業制度導入についてとなっております。

以上の三つです。

それでは、どうぞよろしくお願いいいたします。

まず、大テーマ1、自転車通行空間の整備と自転車の安全利用の周知について、お尋ねをしてみたいです。

この4月から改正道路交通法が施行されます。16歳以上の自転車運転者の交通違反が、主に、今回お尋ねしたい中では対象となっております。うきは市内でですね、大勢の子供たちが通学手段などで自転車を活用しているわけですが、彼らが通学の際などに使う、大きく言いますと210号線、普通自転車歩道通行可の部分があっても、一部では歩く幅もほとんどないような状況で、この間の高校生との意見交換会の中では、法律を変えるなら、最初に環境を整えてからにしてほしいなというようなお声もありました。

そこで、お尋ねさせていただきたいと思います。

内閣府は、自転車の安全利用のための、自転車の交通ルールの広報啓発に当たるように示されています。歩行者や自転車利用者の安全性を速やかに向上させることを重視して、自転車通行空間整備と自転車の交通ルール定着に向けた広報啓発について、市としてどのような取組を行っているか、あるいは予定をされているか、お伺いいたします。

それと、もう一つ、こちらは教育長宛てに質問をさせていただいております。

中学校指定ヘルメットについてです。ヘルメットは着用が努力義務となっております。うきは市の中学生の通学用ヘルメットについては、指定品であるために、日常的には着用されない状況となっております。近いところでも、お隣の自治体さんですけれども、ヘルメット未着用だったお子さんの痛ましい事故もあっておりました。やはり、私は、保護者としては安全優先が第一なんだと思っておりますので、ヘルメット着用率を高めるために、日常への活用を考えますと、指定ではなくて市販品で構わないのではないかとこのように思っております。これは中学生からもそういう声をいただいております。教育長のお考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） おはようございます。ただいま、自転車の通行空間の整備と自転車の安全利用の周知について、大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目の自転車の通行空間の整備と交通ルール定着に向けた取組については、私のほうから2点目の中学生の通学用ヘルメットについては、私の後、教育長より答弁をさせます。

1点目の自転車通行空間整備と交通ルール定着に向けた取組についての御質問ですが、まず、自転車の通行空間整備につきましては、現在、うきは市内において県道81号久留米浮羽線、県道52号八女香春線、県道151号浮羽草野久留米線の3路線の一部が、福岡県自転車活用推進計画の施策により、福岡県サイクルツーリズムの久留米・うきはルートとして整備をされており

ます。また、国道210号に予定している中千足歩道整備事業に合わせ、自転車の通行空間整備を予定しているところでもございます。

市といたしましては、歩道の整備を優先すべき状況であることから、現時点で包括的な自転車通行空間の整備計画、いわゆる自転車ネットワーク計画を策定することは、現時点においては難しいと考えております。今後も小学校など関係機関とも連携をしながら、引き続き交通安全施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、交通ルール定着に向けた取組ですが、自転車の安全利用については、交通ルール、マナーの徹底が重要であると認識をいたしております。

国は、自転車安全利用五則を中心に、自転車の安全利用を推進しておりますが、うきは市でも、警察、学校、関係団体等と連携し、交通安全県民運動期間中や、毎年10月に実施をいたしております安全安心まちづくり市民大会、また、自転車の安全運転講習会等で周知啓発に努めております。今後も、引き続き関係団体等と連携し、交通ルールの理解、遵守の徹底、ヘルメットの着用等の定着に向け、取組を進めてまいりたいと考えております。また、令和8年4月以降、16歳以上の自転車運転者が反則行為を行った場合に、交通反則切符による違反処理が行われますが、この交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の内容等についても、ホームページ等で、今後、周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） おはようございます。2点目は、中学生通学用ヘルメットの指定品以外の着用についての御質問ですが、現在、中学校の自転車通学においては、ヘルメットを着用するよう校則で規定し、登下校時に指導をしております。

一方で、令和5年4月1日から、道路交通法改正によりまして、全年齢を対象とした自転車のヘルメット着用が努力義務化されております。このような状況の中、通学以外にも自転車を使用する場合は、ヘルメットを着用することが求められており、さらには中学生に限らず小学生においても、ヘルメットを必ず着用することは大変重要であると考えております。

議員の市販のヘルメットを通学に使用できないかという御質問ですが、現在、安全性が高く、多種多様なヘルメットが市販されておりますので、小学生で使用したヘルメットを、そのまま中学生に持ち上がり使用できるかどうかも含め、児童生徒、保護者、学校関係者の意見を聞きながら、校則の見直しを両中学校と協議してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） それではですね、まず、自転車道の整備についてなんですけれども、歩道整備優先ということは、もう十分承知をしております。自転車の分まで拡幅するのは多分難しいだろうなど、現実的ではないだろうなというところも承知をしております。自治体によ

ってはずね、そういった、例えば矢羽根型マークの表示が難しいような自治体さんでは、法定外表示ということで自転車のナビマークですとか、自転車のピクトグラムを導入している自治体があります。自転車の逆走を防いで左側通行を誘導できますし、例えば、あとは交差点での左折の巻き込みの事故の防止なども、期待できるんじゃないかなというふうに思っております。近年では、うきは市の場合、インバウンドの観光客の方ですとか、免許を返納された高齢者の方の自転車利用も増えているかと思えます。全てのエリアでは難しいのかもしれないんですけども、見ていてすごく危険だなと思う箇所ですね、例えば210号線言えば、御幸校区の中千足の交差点ですとか、それにつながる御幸小のところの交差点とかですね、あるいは千年校区の清瀬交差点とか吉井駅の交差点から警察署前の、あそこのコンビニエンスストアに学生さんが立ち寄りたりされていてですね、やっぱり、中にはすごく車と自転車が集中しているエリアが、すごく危ないなというところがポイント、ポイントでありますので、そういったところのポイントだけの設置からでも構わないと思えますので、ぜひ、前向きな御検討をお願いできたらなというふうに思っております。そういったところで、ポイントで導入することで自転車利用者側もそうなんですけれども、やっぱり、うきは市の場合、御高齢のドライバーさんが非常に多いので、そういった方への啓発にもつながるんじゃないかなというふうに思っております。当然、自動車側もですね、今まで以上に自転車ユーザーが、車道に入った形で通行されたりするのでですね、そういった意味では、ドライバー側の啓発にもつながると思えますので、ぜひ、前向きな御検討をお願いできたらなと思えます。それとですね、先ほどヘルメットについての御回答もいただいたんですけども、メーカーの推奨されている大体ヘルメットの期間というのが3年なんですよね。ということは小学校の例えば高学年ぐらいからそのヘルメットを使ったとしても、中学校3年間までは、そのメーカーの推奨対応期間はもう超過してしまうので、そのあたりはできればやっぱりサイズ感とかも含めると、その期間はその期間にふさわしいヘルメットを着用するような形もあっていったほうが、私はいいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、このあたりはいかがでしょうか。調査のほうなどされましたでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） ヘルメットの推奨の耐久年数が、3年間程度ということですけども、そういうことも情報も入れながら、小学校からの持ち上がりでできるものか、また、小学校は小学校、中学校は中学校にふさわしいヘルメットが必要かどうかということも含めて、検討をさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。やっぱり自転車を使っている方々に安全に活用していただくというのがですね、お子さんだけじゃなくて、やっぱりこれから多分ユー

ザーさんが増えていく可能性があることを考えると、前向きにお取組んでいただきたいと思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、テーマ2のほうに移らせていただきたいと思います。よろしく願いします。

大きなテーマ2のほうは、施設介護サービス、居宅介護サービス、それぞれの現状についてです。

うきは市の高齢者の割合は、一貫して上昇傾向となっております。将来人口で言いますと、2040年に2万717人、2060年に1万4,085人と予想され、そのうちですね、65歳以上が43.9%、ほぼほぼ2人に1人が高齢者というような時期が、いずれやってくるというふうに推計をされております。それと、現状で施設介護においては、特別養護老人ホームに多くの待機者が出ているような状況があります。資料のほうを御参照ください。

うきは市内の特養について、介護情報公表システムから抜粋し作成をしております。こちらのほうは、各施設が入力されているデータ記入日というのがありまして、2025年の9月に入力をされている数字です。ひょっとしたらこれ以降ですね、また、変更などもあっているかもしれないんですけども、私が2月上旬で調べた時点の数字を抜粋をしております。それぞれ定員50人に対して待機者数49、88、150というふうになっております。QRコードのほうも付けておりますので、こちらのほうからお読み取りいただくことも可能です。申込みのほうがですね、重複しているの、恐らくここからさらに変動などがあるかと思っておりますけれども、現在のところのですね、状況としては、こういった状況になっています。同じ福岡県介護保険広域連合うきは・太刀洗支部である、大刀洗町のほうにも3か所ありまして、そちらも定員はそれぞれ50、待機者が同時期で23、30、20というふうに記載をされておりました。

そこで、改めて施設介護サービス、居宅介護サービスについて、三つの質問をさせていただきます。

(1) 新年度ではですね、令和9年度から11年度を計画期間とする、介護保険事業計画が策定されます。そして公共施設等総合管理計画の見直し時期にもなります。将来の人口動態や施設入所待機者の状況を考慮して、浮羽町域での学校再編に伴い、今後、想定される空き校舎の利活用の一つの在り方として、校舎整備を行い介護施設事業所を誘致するなどが考えられないでしょうか。お考えを伺います。

(2) 施設入所になる前の段階で、居宅介護サービスがあるわけですが、特に、在宅介護については、サービス利用者の自宅でのサービス提供という難しさの部分があつて、人員確保は非常に困難であるというふうに考えております。居宅介護サービスという大枠で構いませんが、事業者のサービス利用者宅への移動距離、移動時間、人員不足等に対する負担については、どう捉えておられるでしょうか。また、それに対する市としての対応を伺います。

報道などを御覧になって御存じかと思えますけれども、介護というこの大変ありがたいお仕事についていただいている、皆さんの賃金というのは決して高くありません。介護労働安定センターの調査では、介護職員の平均月給は、令和6年度で23万円台前半です。介護報酬改定で改善される方向性ではありますけれども、他の様々な分野の事業所でも賃上げを行っているために、介護職と他の分野との賃金格差がなかなか埋まらない現状があるということでした。私は、現役世代として、こうやってですね、お仕事ができているのは、実は医療の関係者の方々、保育の関係者の方々、それに、さらに加えてこういった介護分野においても、様々なシーンで働いている方々がいらっしゃるからこそだと思っておりますので、これからのですね、うきは市の介護を考えますと、市独自の上乘せでの介護施設職員、就労就職支援の補助事業を、創設されてはどうかと思っております。市としてのお考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、施設介護サービス、居宅介護サービス、それぞれの現状について、3点の御質問をいただきました。

1点目の、今後、想定される空き校舎の利活用としての施設整備及び事業所誘致についてでございます。本議会において、浮羽町域の学校再編に関する基本構想を、議案として上程いたしておりますが、この構想においては、浮羽町域の御幸、山春、大石の三つの小学校と浮羽中学校を一体化し、浮羽中学校の敷地内に、義務教育学校として新校舎を設置する方針が示されております。本構想どおりに、浮羽町域の学校再編が進んだ場合、三つの小学校施設について、その後の利活用が課題となってまいります。今回、議員から介護施設として利用してはどうか等、具体的な提案もいただきました。それぞれの校舎の活用につきましては、地元住民の皆様の意見を十分に伺い、あらゆる可能性を模索し、最善の活用方法を検討してまいりたいと考えております。

2点目の居宅介護サービス事業者の移動距離、移動時間、人員不足等に関する負担と、その対応についての御質問でございますが、本市は、中山間地域を有しており、利用者宅が広範囲に点在していることから、居宅サービスの提供に当たり、移動距離や移動時間が事業所経営や現場職員の負担となっているものと認識をいたしております。特に、山間部においては、デイサービス等の送迎について効率的なルートの確保が困難であり、また、同一地域内に一定数の利用者確保できないことから、利用希望があってもサービス提供が難しい場合、担当のケアマネジャーが訪問系サービスを組み合わせるなど、個々の状況に応じた調整を行っているところでございます。また、人員不足につきましては、介護事業所全体で深刻な状況が続いており、とりわけ訪問介護におけるホームヘルパー不足が著しいと認識をいたしております。このため、ヘルパー以外の専門職で対応可能な入浴介助等の身体介護について、訪問看護等の他のサービスの活用を図るほか、専門的知識を要しない掃除、洗濯等の生活援助については、シルバー人材センターへの

業務委託を行うなど、ヘルパーが専門性を発揮できる体制の確保に努めているところでございます。加えて、本市独自の取組として、自治協議会を中心に、住民主体による送迎付の集いの場の運営や移動支援を実施するなど、地域全体で支え合う体制づくりも進めているところでございます。今後も医療、介護の専門職、地域住民、民間事業者等と連携を一層強化し、居宅介護サービスの維持、継続に努めてまいりたいと考えております。

3点目の市独自での介護施設職員就職支援の補助事業についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、本市の高齢化率は上昇傾向にございます。今後、団塊の世代の方が80歳に到達する令和10年には、介護人材の不足が一層深刻化することが予想されております。本市では、令和5年度から、外国人介護人材への家賃費等支援を実施し、人材確保、定着支援に取り組んでいるほか、高齢になっても住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域の支え合いの仕組みづくりに取り組んでいるところでもございます。また、福岡県介護保険広域連合においても、広域的な人材確保の取組が進められているところでもございます。市独自の新たな人材確保策として、今回、移住支援金を拡充し、介護等の人材確保困難業種に就職される移住者については、東京圏や三大都市圏だけでなく、広く県外から移住される方についても交付金の対象とし、さらに市単独で単価の上乗せをすることで、介護職等の移住促進を行うこととしております。人材確保策は、研修の充実や処遇改善、職場環境整備など多岐にわたるため、今後も国及び県の補助制度の動向を注視すると共に、他自治体の先進事例も参考にしながら、本市の実情に即した更なる介護人材確保策について、関係機関と十分に協議し検討を進めていきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） それではですね、それぞれ小さなテーマごとに再度質問をさせていただきたいと思っております。

まず、空き校舎の利活用としての検討をされてはどうかということについてなんですけれども、実はですね、大刀洗町のほうの議会で、令和5年にですね、広域でうきは・太刀洗が連合になってますので、これに関して、議会の中で質問がされて答弁がされている部分がありましたので、確認をしました。介護保険連合内で数字を見ると、うきは・大刀洗支部が、待機者の割合を調べたところ、県内でも非常に高い数字になっている。令和5年時点ですけれども、2位の2倍以上の待機率となっている。特に、待機が多いということで数字から出てくると思うが、問題意識を持って取り組んでいただきたいという質問に対しての答弁がですね、うきは・大刀洗支部の状況は、待機者の状況について、うきは市の待機者が多いと、施設の整備率を見ても、うきは市の整備率が低いという状況。大刀洗よりはうきは市のところを整備してもらおうというのがポイント、それぞれの自治体でそれぞれの待機者数、施設整備の状況を踏まえ、それぞれの、ちょっと一部省略させていただきますけれども、それぞれの自治体が整備を進める。ほかの自治体について整

備をしてくださいとは、なかなか難しいといったようなやり取りがされておりました。また、ちょっと介護関係の方にもお尋ねしたところ、やはり、うきは市の場合は、特養がどうしても現場としてはかなり不足感があるというお話でもありました。うきは市の場合は、どうしてもやっぱり国保の方が多くて、女性の独居の方とかも非常に多いような状況がありますので、やはり、私は、ぜひ、そのあたりは前向きに、特養というのも選択肢の一つとして御検討のその中にですね、一つ入れていただきたいと思っているんですけども、現時点では、令和8年度がですね、そういった検討の時期にはなりますので、現時点ではどういった形でお考えでいらっしゃるか。まず、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 幾つか御質問をいただきましたが、その中の特養も含めた市の現状についての所見については、私が答弁した後、保健課長から、答弁があれば答弁をお願いしたいと思いますが、御質問いただいている廃校等の活用によって、こういった施設ができないかということ。あと、大刀洗町議会でのやり取り等について、今、御説明をいただきましたので、その点について、私のほうから見解を申し上げたいと思っておりますが、冒頭の答弁で答弁をさせていただいたとおりの内容でございます。現状について、先ほども答弁で申し上げましたとおり、これから、浮羽町域の学校の基本構想が進んでいくところでございますので、現状において、どこの施設をどうだというような考えを持ち合わせているところではございませんし、先ほど答弁で申し上げたとおり、それぞれの地域、地元の住民の皆さんもいらっしゃいますので、そういった地元の皆さんとしっかりと協議をした上で、地域に利益するような活用の仕方が好ましいのではないかとこのように思っているところでもございます。

一方で、学校の校舎ですので、利用によっては、議員が御提案いただいているような利用の仕方でもできるかもしれませんので、今回、いただいた意見については、参考にさせていただきたいと考えております。ただ、今、特養を増やしてはどうかというような御意見を賜りましたが、私どもが悩ましい部分が、では、じゃ、それを誰が運営するのかということにございます。今、三つの施設について数字を挙げていただいておりますし、様々な形で介護でありますとか訪問看護でありますとか、様々な民間の事業者さんが、今、小さなところも含めますと幾つもの、そして、町域を超えて田主丸のほうから、うきは市のほうのお世話をいただいているような施設等もございます。そういったところもございますので、そういった中で、じゃ、そういった今、事業所を運営するのがなかなか難しい世の中になっている中で、例えば、市が土地や建物をお貸しするとしても、それを借りてやっていただけるような事業者さんがいるのかということも、今後、調べてみないと分からない。非常に難しい状況にあるというふうに思っております。そういった中で、今やっただいている事業者さん、ここの三つ以外にもそれぞれのサービスでやっていただい

ている事業所さんのお困りごとを、少しずつ解決することによって定数を増やしていただいたりだとか、あとは受入れの数を増やしていただいたりというような、地道な対応は今、保健課のほうでも行っているところですが、その一端として、先ほど答弁で申し上げたように、外国人の介護人材を取っていただいた事業所さんには、その家賃費等の補助を行ったりだとか、様々な手だてを行っているところでございます。そういったことも含めて、今後、検討はしてまいりたいと思っておりますが、現状については、今、申し上げたようなところでございます。あと、大刀洗町議会の議事録からの抜粋を、今、資料等でも拝見をさせていただきましたが、もう議員も十分御承知のとおり、大刀洗町の町域というのは非常に狭うございます。山もございません。そういった中で、本市は117平方キロメートルにわたって、その半分以上が山林でございます。山林の中にも、姫治校区のように、なりわいを行われている皆さんの集落もたくさんございます。そういった中において、やはり、この大刀洗との比較というのは、なかなか難しい部分があるかと思っております。あと、これはそれぞれの事業所等で、もう少し詳しく聞き取りをすれば分かるかもしれませんが、私自身も直接足を運んで、いろいろ詳しくお伺いしている状況にはないんですが、それぞれの事業所によって、例えば非常にサービスの質がいいであるとか、なので人気があって、市外からの利用者の方がたくさん利用される傾向にあるような事業所もあるというふうに考えております。ですので単純に今、うきは市の人口もしくは介護保険広域連合の枠組みである、うきは市と大刀洗町の人口等で計算するところの外の概数というものも、一定考慮すべきだというふうに考えておりますので、そういったところは、今後、今回の御質問を契機に様々な研究、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

特別養護老人ホームを増やしたらどうかという、高木議員のお話ですね、一つ、待機者の話ですけれども、特別養護老人ホームの待機者については、保健課のほうもですね、聞き取りをしております。高木議員が、資料のほうの内容と似たような数字なんですけれども、一つ、この人数ですね、御承知おきいただきたいのが、この入所申込者はですね、重複していたりとか死亡の方それから転出等ですね、精査されていないという、特別養護老人ホームの担当の方からありましたので、実際は本当の待機者はですね、不明ですという回答でございました。まず、待機者についてはですね、そのような状況でございます。それから、増やすことですけれども、特別養護老人ホームにつきましては、県の認可が必要になります。現在、令和6年から令和8年の第10次福岡県高齢者保健福祉計画に基づいてですね、施設整備の計画がございますので、その中ではですね、久留米市を除いた久留米圏域で10床ですね、10床の増床計画があるのみですね、今のところ、一つ特別養護老人ホームを増やすといった大規模なですね、増床計画というの

はございませんので、また、令和9年からの第10次の計画を県のほうが策定予定となっておりますので、そういった県の整備計画と広域連合の介護保険事業計画のサービス見込み量をですね、よく見て、また、検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） そうですね、やはり、こういった状況なので、県としてもやっぱり特養をなかなか増床する動きにはないということも、もちろん承知をしております。県南がかなり北部に比べると極端にガタンと少ないので、このあたりは私も承知をしているんですけども、例えば地域密着型特養ですとかサテライト型とかですね、いろいろと考え検討できるスキームもあると思いますので、また、御検討いただけたらと思います。

（3）の独自の就職就業支援のほうなんですけれども、資料のほうでちょっと添付させていただいたんですが、他の県の自治体さんになるんですけども、嬉野市さんでは、介護障害施設職員就職支援等補助金というのが整備されています。そして大分県の竹田市、こちらは継続勤務も含めた報償形で、スキームのほうをつくっておられます。やっぱり今、ほかの分野の事業所でもですね、人材の取り込みがかなり強くなっております。新卒なんかは特にそうだと思います。新卒の方がなかなか取り込むのが難しい状況がありますけれども、うきは市でいうと、近隣の朝倉光陽高校ですとか日田市さんのほうの昭和さんがですね、介護人材の育成のコースなどもつくっておりますので、こういったところも、ぜひ御検討いただきたいのと、それと、現状で、うきは市内の施設で、長年にわたって就業して下さっているような方々に対する奨励的などころもですね、ぜひ、御検討いただけたらなというふうに思っております。ほかの今、現状取り組んでおられるですね、移住・定住策のほうもあるとは思いますが、やっぱりほかの分野との結局そこは競合になってしまうと思うので、ぜひ、今、介護のほうに興味を持ってきている、あるいは継続して下さっているような方々に、前向きにお仕事に取り組んでいただけるような、そういう状況をつくっていただけたらなというふうに思っておりますので、併せてお願いをしておきたいと思えます。

それでは、ちょっと時間の方が足りなくなりましたので、情報提供だけさせていただきたいと思えます。福岡県の介護保険広域連合のほうで、事業所支援ボランティアの普及促進についてということで、これ令和7年度からの取組になっているかと思えます。有償ボランティアさんをですね、事業所の中に入れていくというようなスキームの事業です。これ厚労省の事業のほうでも取組の参考としてあったんですけども、自治体とマッチングの民間事業者さんが、連携した介護人材の確保というのを始めておられるところがあります。福岡県内でいうと、やっぱり大都市である福岡市、北九州市が始めているんですが、全国各地を見ると小さな規模の自治体さんでも、もう取組を始めておられるところがありますので、うきは市はもうこれだけDXに先

進的に取り組んでいる自治体で、そういった素地はもう十分にあると思いますので、ぜひ、こういった分野もですね、お取組のほうを検討していただけたらと思います。情報提供になります。よろしく願いいたします。

それでは、大きなテーマの3番に移らせていただきたいと思います。

これは以前にも、前市長のときにもお尋ねした質問になるんですけども、消防団についてです。そのときはちょっと御質問の中身は変わっているんですけども、やはり消防団の方々のこれからの取組やすさというところを考えたところでの質問になります。消防団の休業制度導入についての質問です。

近年は大雨特別警報や風水害対策が必要な状況が、かなり大きくなってきております。本業を持ちながら従来の消防活動、そして、昨今の防災活動を行っておられる消防団員の皆さんには、地域の安全確保のため御尽力いただいていることに大変感謝をしております。ふだんは仕事に従事されている中で、あるいは家庭の団らんや趣味を楽しまれている中で、いざというときは現場へ駆けつけ消火活動や避難誘導をされたり、あるいは貴重な休日、家族の団らんの見込まれる時間に、点検ですとか消火や救護の訓練または各種の地域行事へ参加をしてくださっています。御本人そして御家族の御苦勞も非常に多いことと思います。本当に感謝しております。しかしながら、少子高齢化の進展による若年人口の減少や社会情勢の変化を受け、全国的に消防団員は年々減少をしています。うきは市も定員に対する充足率が減少しています。

そこで、お尋ねをいたします。

令和7年4月から、育児・介護休業法が段階的に施行され、3歳未満の子供を持つ方や介護を行う方への支援が強化されています。消防団員は非常勤の特別職の地方公務員なので、直接適用されるものではありませんが、消防団員の減少対策や仕事、家庭と地域活動の両立を支援するために、柔軟に対応できる制度が全国的に進められています。消防庁が消防団の方々に実施したアンケートでは、団員減少の要因に、本業の多忙、私生活の優先を挙げた現役団員が7割以上という数字に上っておりました。全国各地の自治体の消防団で、育児・介護休業制度が導入され始めています。令和6年度に消防庁が作成したマニュアルにも、休業制度が掲載をされております。うきは市においても、核家族の増加そして共働き世帯の増加に伴って、このような制度を導入すべきではないでしょうか。市としてのお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、消防団への育休・介護休業等の導入について御質問をいただきました。消防団につきましても、火災や水害等の災害時には、昼夜を問わず災害対応いただき、また、平常時においても訓練や警戒活動など、地域防災に多大に貢献をいただいているところで

ございます。

一方で、近年の少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、全国的に消防団員の減少が続いており、うきは市においても、団員の確保は喫緊の課題と認識をいたしております。若い世代の入団促進や現役団員の定着を図るためには、仕事や家庭と消防団活動等を両立できる環境整備が重要だと考えております。これまでも消防団に係る仕事や家庭への負担軽減のため、年末夜警やポンプ操法訓練の実施期間、時間の短縮、日頃の手入れ点検や訓練の参加人員の削減、行事の縮小など、できるところから消防団のほうで改善が図られてきているものと、承知をしているところでもございます。今回、議員から、育休・介護休業、いわゆる休団制度の導入について御提案をいただきました。県内で既に導入している自治体に状況をお尋ねしたところ、仕事の関係で退団を考えていた方が休団することで、退団抑制につながっているなどの効果がある一方で、復団せずにそのまま退団してしまう。加入促進にはつながっていないなどの実態もあるようでございます。導入に当たっては、消防団の皆様の御意見をお聞きしていく必要があることから、今後、消防団と慎重に協議を行い、制度について研究をしてみたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 先ほど、県内でも取り組まれている自治体さんのほうに確認をされたというお話でございました。県内ですと、ローカルの都市ですと、中間市さんとみやま市さんのほうが取組を始められているかと思えます。その中間市さんとみやま市さんのほうですね、それぞれ私も、どういった取組の内容になっているか確認をいたしました。条件としては、中間市さんのほうで言うと、長期間活動できないやむを得ない理由として、出産、育児、介護、6か月以上の出張、それと病気、けがなどを想定されている。3年を超えない範囲での取組ですね、休団中は無報酬です。それと復団時、休団した日にその方が属していた階級での復団が可能ということ。みやま市さんについても、内容的には似たような内容で、1年以上連続してできない場合は、3年以内の範囲で消防団活動を休止というようなことで、掲載をされておりました。私は、やっぱり、今、子供たちがまだ10代、20代なんですけれども、これからの若い方が、もしうきはに住んでくれる若者たちが、消防団に入ろうというふうになったときにですね、もし自分がいざ結婚してパートナーが、子供が生まれた、そういったときになったときに、果たしてこういった制度が整っていなかったら、やっぱり今の時代の若者たちですので、なかなかそこに消防団に入っていこうというふうなのですね、ひよっとしたら難しいんじゃないのかなというふうに思っています。まず、それがあつたほうが割とそこへのですね、理解はスムーズにいくんじゃないかなというふうに思っております。今は、もう実際お勤めされている方が、恐らく平均で7割以上ですから、これからの若者になったら、これが8割、9割になっていくのが当然だと思うので、そうなったときに、やっぱり家庭の負担をどこまで強いることができるか、家庭がど

れぐらい協力できるかというのはですね、核家族だったり共働きの中では、やっぱりちょっとこういった制度がないと、難しいのではないかなというふうに思うので、ぜひ、そこは前向きにお取組をいただきたいのと、一方で、40代、50代になると、子供たちもまだ育ちあがってないけれども、親の介護も始まってくるという年代で、そこも、また、やっぱりどこまで消防団活動に御協力いただけるのかなというところが、すごく懸念をされるんですね。実際、地域を見ても、山のほうとかは、特にかなり年齢の高い方も現役の団員さんとして活動をされておりますし、お子さんがまだ小さい方でも、やっぱり範囲が広いので、何度となく出動して、そのたび御自宅には、いや、あの山間部で危ないんですけれども、御自宅には奥様と小さなお子さんだけというようなケースもありますし、ぜひ、もちろん消防団の方々との協議も必要だとは思いますが、前向きにお取組を進めていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、休団制度について、再度、御意見をいただいたところでございます。冒頭に申し上げた答弁のとおり、当然、消防団の活動のことでございますので、消防団の皆さんとしっかりと協議をした上で、先ほど申し上げましたように、他市の事例等も踏まえながら、研究していくということになるかというふうに思っております。今、議員のほうから御指摘をいただいた部分で、2点ございますが、1点は、先ほどの1回目の答弁でも申し上げましたとおり、それでは、この制度を入れたところで、加入促進につながっているかということに関しては、みやま市さんも中間市さんも福岡市も導入されておりますが、そういったところを、一様にして加入促進には特にはつながっていないというようなことを、はっきりとおっしゃっておられます。ただ、退団の抑制にはなっていると、当然、やめなくて休団ということになるわけですので、そういったことにはなるんだけれども、加入がこれを入れたからといってどんどん若い人たちが、じゃやれる、私もやれるということで増えているわけではないということは、どの自治体もはっきりおっしゃられてますので、そういった観点ではなくて、定数をどう満たしていくかとかですね、今、やっている消防団活動が持続可能に続いていくためには、どうするのかというような観点から、この休団制度については研究する必要があると思っておりますので、その部分については、一言申し上げておきたいと思っておりますし、もう1点が、この休団制度を導入する際に、メリットとしては議員が御指摘になられているように、若い世代の方々が休む理由が明確になるということで、仲間が頑張っているのに申し訳ないという休む罪悪感的なものが、少しこういった制度を活用して休ませていただけてますというようなことで、休めるというようなメリットはある一方で、当然、自分の分団の皆さんに迷惑がかかる。ひいては他の分団の皆さんに負担がかかってしまう。そういったようなことを気にされる方もいらっしゃるでしょうし、また、長くお勤めの方からすれば報酬であるとか退職奨励金だとか、そういったものも一旦止まるわけですので、そ

ういったことに影響してくるというような、デメリットもあろうかと思ひます。そういったメリットとデメリットもきちっと洗い出しをして、本当に消防団員の皆さんにとって、いい制度なのかどうなのか、いいんであればどのような形で、本市の消防団の皆さんに活用するのがいい形なのかというのは、ただただ制度を導入するだけではなくて、しっかりと研究した上でそういったことを考えるべきだと思ひていますので、そういう意味合ひで消防団の皆さんと、今後、審議をして研究をしていきたいと申し上げたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） そうですね、育休、介護休については、例えば民間事業所さんのほうで、これがきちんとオフィシャルに制度化したことで取得しやすくなっている。行政が率先して取ることによって民間事業所も徐々に徐々にですけれども、そういった制度を利用する方が増えていっているという現状があると思ひます。やっぱり、これも同じことなのかと、まずは、きちんと制度を導入していただくことで、これから若い方であったり、今なかなか、やっぱり男性が介護でお休みされることって少ないと思ひますけれども、制度化がきちんとしてあげることで、そういったことに、じゃ使えるんだというところですね、取組やすくなると思ひますし、また、今の若い方々、本当にそういった意味では、自分たちが就職するときも、福利厚生をすごくシビアに見ているので、恐らく同じようなジャッジのポイントというのは、あるかと私は思ひています。ですので、ぜひ、長々とですね、なかなか時間をかけてどうなるというよりも、できれば期間をある程度決めていただいて、ここからここで取り組んでみようとか、ここからここでリサーチしてみようといった形でですね、お取組をしていただけたらなというふうに思ひております。

それでは、以上で、三つの質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、2番、高木亜希子議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開を10時15分とします。

午前9時58分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、8番、竹永茂美議員の発言を許可をいたします。8番、竹永茂美議員。

○議員（8番 竹永 茂美君）

8番、竹永です。よろしくお願ひいたします。数日前2月28日、アメリカがイスラエルと共にイランに対してブロック攻撃を行いました。報道によれば、小学校に爆弾が落ちて100名以

上の犠牲者が出たということで、大変心が痛んでおります。

さて、今年の1月7日から9日にかけて、千葉県美浜区にある町村アカデミーで特別セミナーを受講してきました。そのときのチラシの一部がこれです。2番目の講座の講師の方が、被爆体験朗読ボランティアの桂さんということで、被爆体験朗読をされました。たった四行の子供の詩です。原子爆弾、坂本はつみ、原子爆弾が落ちると昼が夜になって人はお化けになる。その他たくさんの方の朗読をなされたわけですが、最後に、受講した全国から集まった120人余りの議員たち全員で朗読をしました。朗読をすることで、原爆に対する思いを共有できたのではないかと考えています。次が、被爆体験者の証言として、重田さんという方が、広島原爆証言、爆心地1.5キロメートルの惨状ということで、自分の体験記を語られました。中には原爆が落とされたとき、自分は柱と木材の間から空が見えたので、自力で屋外に出ることができたが、お父さんは残念ながら助けることができなかった。お母さんと一緒に探し回って、親戚の遺骨を回収しようと思ったが、熱さと夏の腐敗臭で見つけることができなかった等々の話がなされました。改めて平和のとうとさを学ぶことができたと思っています。

さて、通告書に挙げていますとおり、質問させていただきます。

1点目が、子供たちを取り巻く教育の現状と取組についてということで、小中学校生の自殺、過去最多532人、10代、20代、死因1位、G7では日本のみと報道されていました。そこで、若者の自死を防ぐ取組についてお伺いいたします。

2点目は、同じように1月30日、31日の新聞報道で、24年度相談件数、児童虐待、微減ではあるけど22.3万件、初の減少でも高止まりとなりました。そこで子供への虐待を防ぐ取組についてお伺いいたします。

3点目は、不登校に対しても同じような高止まりの傾向、場合によっては増加しているのではないかと考えています。それに対する様々な取組がたくさん考えられておりますので、それに対する取組についてお伺いいたします。

4点目が、このような子供たちを取り巻く厳しい環境の中で、一番大事な教育条件と考えるのは、先生たちではないだろうかと思っています。そういう意味で、先生たちが元気に子供たちを教育するためには、やはり超勤の問題が重要な課題ではないかというふうに思っています。

そこで、法律改正により、教育委員会は業務量管理・健康確保措置計画を策定し、総合教育会議へ報告するとあります。これを踏まえた上で、超過勤務削減を行うため、教育委員会としてどのような議論をし、どう取り組んだのかお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、子供たちを取り巻く教育の現状と取組について、大きく4点の御質問をいただきました。

まず、1点目の若者の自死を防ぐ取組と、2点目の子供の虐待を防ぐ取組につきましては、私から答弁を行い、3点目の不登校に対する取組と、4点目の超過勤務削減については、この後、教育長より答弁をさせます

1点目の若者の自殺を防ぐ取組についての御質問ですが、全国の令和6年の自殺者数のうち、小・中・高生の自殺者数が過去最多となり、10代及び20代の自殺者数も高止まりの傾向にある現状について、本市としても極めて重く受け止めており、若者の自殺対策は重要な課題であると考えております。小中学生に対する自殺を防ぐ取組として、各学校において、命の大切さを伝える命の教育や、いじめの早期発見のためのアンケート調査の他、自己肯定感やソーシャルスキル等の総合質問紙調査である、アイチェックなどを行っているところでございます。また、相談ポストや相談カードの周知、一人1台配布しておりますタブレットで、相談窓口を確認できるアイコンの作成、SOSの出し方や相談場所の周知等について、そのような取組を行っているところでございます。さらにスクールカウンセラーなども活用し、きめ細やかな取組も併せて行っているところでございます。また、年に1回、学校関係者や医療機関、商工会などの関係団体の委員で構成される、自殺対策プロジェクト委員会を開催し、本市における自殺の現状や課題について、多角的な視点から意見交換を行っているところでもございます。この他、今年度実施した自殺対策講演会では、若者の自殺対策に焦点を当て、市内にある浮羽究真館高校に対して、講演会案内の掲示を依頼するなど、情報の発信も図ったところでございます。今後も若者の利用頻度が高いLINEや市ホームページ等のデジタル媒体を活用し、相談窓口、情報の更なる発信強化、より届きやすい広報の充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の子供への虐待を防ぐ取組についての御質問でございますが、子供の健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、非常に重要な課題であり、本市においても、全力を挙げて対応しているところでございます。令和6年度に新たに設置した、こども家庭センター「うきはあと」は、子育てに困難を抱える家庭などからの相談に応じ、子供やその家庭に適切な援助を行うなど、児童虐待の防止に重要な役割を担っております。センターにおける家庭児童相談状況ですが、令和6年度の相談延べ件数は1,073件、そのうち児童虐待に関する相談延べ件数は105件となっており、増加傾向にございます。相談経路については、学校からの経路が53件と最多になっていることから、学校などの関係機関との連携や情報共有のネットワークが機能し、潜在化しがちな虐待のサインをしっかりとキャッチできていることが、増加要因につながっているものと考えております。市内の小中学校と連携した取組として、市内の各学校を訪問し、子供虐待対応の手引きを基に、児童虐待防止において学校に求められる役割、早期発見のための着眼点、対応の流れ、通告窓口の周知等を行っております。また、こども家庭センターの相談員が、学校の主催する教育相談部会や教育委員会の主催する子育てネットワーク会議に参加し、情報共有を行い

ながら密接に連携し、児童虐待防止において、迅速かつ組織的な対応を講じているところでもございます。さらに小中学生の保護者に対して、虐待防止を啓発するチラシを配布しているほか、児童生徒に対し、子供が自ら助けを求められるようSOS発信を支援するため、相談窓口に記載しておりますミニカードを配布するなどの取組も、現在、行っているところでございます。今後も、全ての子供たちが健やかに成長できるよう、こども家庭センターを中心に学校を含めた関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を提供してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 3点目の不登校に対する取組についての御質問ですが、小中学校における不登校問題は、本市のみならず全国的に大きな課題となっております。不登校にならないための対策は、不登校の背景にある要因を多面的、的確に把握し、早期に支援につなげることが大切です。主な取組といたしましては未然防止、早期発見、早期対応の、大きく3つの取組を実施しています。どの取組も校内だけではなく、関係機関と連携した組織的取組であることが大変重要です。

それでは、まず、未然防止の主な取組から説明をいたします。

一つ目は、児童生徒の学習状況に応じた「分かる授業」を心がけ、児童生徒に学習内容を確実に身につけられるよう、指導方法を工夫しております。

二つ目は、児童生徒や保護者に定期的にアンケートを取り、子供の悩みを把握することです。

次に、早期発見の主な取組といたしまして、一つ目は、教職員が児童生徒の言動や表情、人間関係、成績などに気を配り、複数の教職員で情報を共有し、不登校の予兆、いわゆる小さなサインを見逃さないことです。

二つ目は、心身の不調を訴える児童生徒に対して、養護教諭や生徒指導担当、スクールカウンセラーなど、専門家が連携して状況を早期に把握し、休み始める前に組織的に関わることです。長期化させない、早期対応の取組といたしましては、一つ目は、2日に1回の電話連絡や1週間に一度は家庭訪問を行うなどして、本人の現状を把握し受容するように努めております。

二つ目は、小学校においては月1回、中学校においては毎週、学校関係者、スクールカウンセラーなどの専門家、教育委員会などが参加する教育相談部会を行い、個々の不登校傾向の児童生徒への組織的、計画的な支援について検討し、個々の状況に応じた継続的な支援を実行しております。

さらに、そのほかの取組といたしまして、うきは市教育センターの事業として、年に4回、教育、医療、福祉の専門家が学校からの相談を受け、効果的な対応について助言をするネットワーク会議を実施しております。また、教育センターの教育相談員と福祉事務所の相談員とで、学校や保護者の要請があった場合に、家庭訪問をして本人の確認と保護者の悩みなどを聞いて、助言

することに取り組んでおります。いずれにいたしましても、児童生徒が安心して学校生活を送られるような様々な対策を講じ、不登校対策に取り組んでいきたいと思っております。

4点目の総合教育会議における業務量管理・健康確保措置計画の策定並びに超過勤務削減のための取組についての御質問ですが、業務量管理・健康確保措置計画につきましては、令和7年6月に成立しました改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に則して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとされており、計画を策定、変更したときは、インターネット等による公表、総合教育会議において、報告することとされております。なお、本計画は教員の処遇改善と共に、学校の働き方改革を一層推進することを目的としております。議員御質問の策定状況ですが、現在、教育委員会におきまして、4月1日までに実施計画が策定できるよう準備を進めております。また、超過勤務削減のための論議につきましては、これまでの総合教育会議では論議は行っておりませんが、令和8年度に実施計画が策定された後は、計画に基づいた教職員の業務量、健康確保の適切な管理指導を行い、その状況については、総合教育会議で報告することになると考えております。学校においては、校長が教職員の時間外在校時間を把握し、校内の衛生委員会等で対策を講じて改善を図り、また、教育委員会におきましては、総合健康管理委員会や定例の校長会等で、超過勤務の改善に向けた指導を行っております。引き続き、学校現場の実情を踏まえながら、教職員の超過勤務削減に向けた取組を進めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1回目の答弁ありがとうございました。

それでは、1番に戻りますが、自死の問題です。これに対しては、市のほうもあるいは教育委員会と連携して取り組んであるということですが、答弁にありました、いじめ早期発見のためのアンケート調査及び自己肯定感やソーシャルスキル等の総合質問紙調査である、アイチェックと書いてありますし、また、相談ポスト等の取組をなされていますが、この取組で何か成果があったものは具体的にあるのでしょうか。個人名とか具体的な案件が分かることは要求しませんので、トータルの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 教育長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 先ほどの説明の中にもありましたが、未然防止の取組で教育相談を行いますが、その資料として、友達関係や学業に対する悩み等を、このアイチェック等で把握できますので、それを基に教育相談を行うこと、そういう活用はしております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今交通指導をして、時々子供たちと話をするわけですが、やっぱり、その学校に対する不安、あるいは先ほど言いましたが、学業に対する不安というものも時々聞くわけですが、そういう学校としてのそういう体制といいますか不安とか、あるいは、その友達関係の不安というので、特に、その解決した成果などは、子供たちあるいは保護者のほうへフィードバックされているのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） もちろん子供のそういう相談案件につきましては、保護者にも連絡を取って内容を確認し、そして、どのような指導を行うか、そして行った後も、こういう指導を行いました。今こういう状態ですということは、保護者に説明をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ぜひ、悲惨な事故が起こらないようにお願いをしたいと思います。それでは、3番目の不登校に対する取組なんですが、分かる授業あるいは定期的なアンケート、あるいは長期的にならないような相談体制ということでしたが、教育学会も実はその不登校に対する非常な心配をしてありまして、その中で、してあるのは、今、教育長が答弁されたことの後に、このような文言がありました。教育機会確保法が2016年で示されたとおり、学校以外の居場所を確保するといった支援の充実も重要です。

一方で、学校の在り方を問い直すことも、喫緊の課題であるというふうに書いてありましたが、学校の在り方について、何か不登校に関して取り組まれたことはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 教職員の働き方改革も含めて、特に、小学校は今午前中5時間授業を取っております。これは子供たちを3時半から40分ぐらいに下校させて、その日の子供の様子、直近の子供たちの様子を、教職員で検討する、話し合う、そういう時間をつくるということに使っておりますので、こういう不登校に対する取組の状況も、先ほどは1か月に一度の会議、週に一度の会議と申し上げましたが、日常的に子供を3時半、中学校は4時ぐらいになると思いますが、その後に、子供の様子については、検討をしているところでございます。また、不登校の兆候の児童生徒につきましては、特別教室等の空き教室がございまして、そういったところを活用して、子供たちが通常の登校時刻に遅れても、登校しやすいような施設として開放をするように、子供たちそして保護者にも周知をするように、校長会等で指示をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ありがとうございます。お配りしています資料のA面には、子

供たちの自死を防ぐ取組としてのNPO法人キッズドアの資料も載せております。また、右側には、児童虐待を防ぐ取組として文科省のホームページの分を載せてありますし、そのような、ここに挙げているような資料での取組がなされていると思います。問題は裏面のB面なんですけど、不登校の部分で、特に下の青いこの部分になります。幾つか具体的に述べていきますと、先ほど、教育長が言われましたように、校内教育支援センターとしての取組で、別室登校や保健室登校あるいは放課後登校による学習支援などということが書いてありまして、今、言われたのが多分別室とか保健室登校になると思いますが、放課後登校による学習支援ということは、取り組まれたことはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 放課後登校に限りましては、実施を指示はしておりません。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、その下になります三つが学校外ということで、2番目の青い丸ですが、市町村が設置する教育支援センター、適応指導教室等だろうと思いますし、その後、訪問型支援やコンサルテーションなど、不登校児童への取組ということがありますが、この2点目の適応指導教室あるいは訪問型支援、コンサルテーションなどという取組はなされているのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員がおっしゃいましたように、うきは市には、公の施設として適応指導教室、いわゆるキーノートがございます。このキーノートを活用しながら、キーノートの職員も教育相談に加わりながら、キーノートを中心に不登校傾向の子供たちの指導を行っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今、言いました後に、訪問型支援とかという取組はいかがでしょうか。あるいは、もう続けまして下の三番目に、フリースクール等多様な学びの場ということがありますし、放課後等デイサービス等あります。最後のほうに、ICTを活用した遠隔教育システム並びにFAX等を利用した教材を提供する、自宅での学習支援ということが載っておりますが、この三つについての取組はなされているのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 訪問型の支援は行っておりませんが、フリースクールにつきましては、今、多様なフリースクールがございまして、公の施設としましては、社会福祉協議会が行っておりますフリースクールに通っている子供たちが、昨年度は7名の子供たちが通っております。ICTの活用は、子供によってはICTを持ち帰ることを認めて、ICTを活用した対応を行っ

ているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 不登校の子供たちが増えている状況であれば、訪問型支援、多分、社協のほうが取り組まれているんじゃないかなと思いますので、その辺の連携をしていただきたいなと思っています。

もう一つは、そのフリースクールに、うきは市内は社協にフリースクールがあるということでしたけれども、うきは市外のフリースクールに通った場合、うきは市教育委員会としては、何らかの支援策は考えてあるのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 先ほど申し上げました、市内のフリースクールに通っている子供たちは把握をしておりますけれども、様々な今、学びの受け皿として、フリースクールが他市町村も含めてありますので、そのあたりを詳細に把握はしておりませんので、今後の課題といたします。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 前の教育長の時代だったと思うんですけども、ある中学校の3年生の子が、朝倉市にあるフリースクールに通うことになりまして、出席扱いもしていただいたんですが、実は、やはりフリースクールの運営というのはかなり厳しくて、朝倉市にあるフリースクールに対しては、東峰村がその児童生徒の分だけの、協賛金といいますか支援金等の援助をされたということですが、もし、うきは市の子供が市外のフリースクールに通った場合は、そのような財政的な補助も、検討していただけないかというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 今後、検討いたします。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ぜひ、お願いいたします。

最後になりますが、先ほど言いましたように、法律改正によって、この資料のB面の右側になりますが、教師の健康福祉の確保に向けてということで、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、公表、実行、周知、広報ということがあります。先ほど、策定は本年度中ということと、公表はホームページに載せるということでしたが、具体的に、今、検討されている内容が幾つか分かれば、提示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 具体的に一つ一つは申し上げられませんが、国のほうから、こういった内容で計画をつくるようにということが、手引きとして出されておりますので、それに基づいて作成をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 超過勤務の問題につきましては、私も8年間、先生たちの厳しい現状がありましたので、一般質問をしてみました。その中で、昨年度と申しますか、大牟田市さんの取組として、毎週水曜日を4時間授業で、給食食べて帰すということで定着しているようです。子供たちを早く帰した後は、先生たちが子供の作品を見たり、翌日の授業研究をしたいということでの取組で、先生たちもそれから子供たちも早く帰れるので、その日は塾なりお稽古ごと、習い事に行けるという効果もあっているというふうに聞いておりますが、週1回4時間ないし5時間ということは、この計画の中で、教師の健康福祉の確保に向けて考えられる課題として、取り組んでいただけるという確認でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 週に一度の4時間授業、5時間授業の実施につきましては、これは年間の登校数、年間の授業時数と関係がございますので、前回の議会の折にも申し上げたと思いますが、全体の授業時数を増やさない、4年生以上は1,086時間、年間の授業時数が1,086時間ですので、これを超えないような教育課程の編成を、指示しているところでございます。その中で5時間授業をできるだけ増やすように、教育課程の編成をするように指示をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今、言われました週5時間、あるいは本当は4時間のほうがいいと思いますが、そのように増やした教育課程が来年度できた場合は、前年度と比較して5時間の日が確保できたという、作業をしていただけるという理解でよろしいですか。要するに、本年3月末からつくられると思いますが、一昨年度と比べて、5時間の授業が確実に確保されていることを、確認していただけるという理解でよろしいかという質問です。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 来年度、8年度のそれぞれの小中学校の教育課程につきましては、先ほどから申し上げましたように、この管理計画も新しく策定いたしますし、教育委員会として、幾つか踏まえてほしい方針は申し上げますので、それを踏まえた教育課程になっているかどうかというのは、確認、指導をするところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） では、よろしく願いいたしまして、1点目の質問を終わります。次に、2点目の質問です。

旧浮羽東高等学校跡地の活用の現状についてお伺いいたします。

1番目が、旧浮羽東高等学校跡地の活用について、うきは市の取組、補助金の内容、金額、成

果についてお伺いいたします。

また、2点目が、ガーデンパーク構想と、その進捗状況及びルリーロ福岡や地元との連携についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、旧東校跡地について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の旧東校跡地の市の活用についてと、2点目のガーデンパーク構想の進捗状況及びルリーロ福岡、地元との連携についての御質問ですが、関連がございますので、一括して回答をさせていただきます。

旧東高校跡地の活用につきましては、これまでの議会での議論や議会での3点の附帯決議の趣旨を踏まえ、ラグビーチーム「ルリーロ福岡」への20年間の無償貸与を行っているところでございます。ガーデンパーク構想につきましては、ルリーロ福岡が掲げる長期的なビジョンであり、市といたしましては、その理念を尊重しつつ、連携できる取組があれば協力することとしております。現在、ルリーロ福岡から提出された構想の全体像を、段階的に整理しながら協議を行っている状況でございます。地元との連携につきましては、昨年6月に地元行政区との意見交換を実施し、交通や環境面への配慮、地域活動との調和などの御意見をいただいたところでございます。市といたしましては、ルリーロ福岡の活動をしっかり支援しつつ、ガーデンパーク構想についても、引き続き、ルリーロ福岡との協議を行ってまいります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、まず、1点目からお尋ねいたします。

20年間の無償貸与されましたが、ここに書いてありますガーデンパーク構想につきましては、私たち議会のほうには説明がありましたけれど、市民のほうへの説明、公表はなされていないのかなと思いますが、簡単にガーデンパーク構想と、その後に述べられた全体像を説明していただけないでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ガーデンパーク構想について御質問をいただきましたが、ガーデンパーク構想は、先ほど答弁で申し上げたとおり、ルリーロ福岡が掲げる長期的なビジョンでございます。20年の無償貸与の際には、議会の皆さんにもルリーロ福岡のほうから御説明をいただいて、内容について説明がされたところでございます。この間も幾度かルリーロ福岡から追加の説明を受けておりますが、概ね議会の皆さんに当初御説明、ルリーロ福岡さんが議会の皆さんに対して、説明をされたような内容とほぼ変わらないような内容でございました。今、この場で私のほうから説明をするのは、市が主催をする取組ではございませんので、私からの説明は差し控えたいと思いますし、今、議員のほうから私のほうに説明を求められましたが、いかがでしょうか、

議会議員の皆様、竹永議員も含めて議員の皆様は、市民の代表として選挙で負託を得て、この議場におられるわけでございますので、市民の皆様に対して、議会で説明がされたことを市民の皆様に分かりやすく説明をされるのは、議員の皆様のご職責であると考えますので、可能であれば竹永議員のほうから、皆様に御説明をされるのが本懐かと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、若干、答弁の中で、構想の全体を段階的に整理しているということで、その辺のことがもう少し詳しく答弁いただけるのかなと思ったのですが、ちょっと分かりませんでしたので、幾つかお尋ねいたします。まず、企業版ふるさと納税で、先日の広報うきはにも載っておりましたが、企業版ふるさと納税で、ルリー口福岡にも使えるようになったという理解でいいのか。それとも企業版ふるさと納税の中の一部を、ルリー口福岡も使われるという理解でいいのか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 副市長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま、竹永議員のほうから御質問がありました、企業版ふるさと納税の全部をルリー口福岡が使えるのか、一部をルリー口が使えるのかということでしたけれども、企業版ふるさと納税は、あくまで市に対する補助金として、ルリー口福岡に対する補助金はあくまで市からの補助金ですので、お答えといたしましては、企業版ふるさと納税の一部を、補助金に充てているというお答えになるかと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ありがとうございます。その企業版ふるさと納税の一部が、ルリー口福岡に使われているということですが、それは主にルリー口福岡さんの活動費という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 委員御指摘のとおりですね、具体的に今年度の活動内容につきましては、実績報告はこれからなんですけれども、ルリー口福岡の運営等活動費、運営費等に充てられているものと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） そうした場合、先ほど言いましたガーデンパーク構想については、

うきは市としては、このふるさと納税以外に、ガバメントクラウドファンディングとかされているんでしょか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） こちらのガーデンパーク構想に、クラウドファンディングを充てているかということですが、一部、芝生の整備についてクラウドファンディングを行ったことがございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今の副市長の答弁ですと、一部行ったことがありますということは、例えば昨年とか本年は行ってないということでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 基本的に、常時行いっぱなしというようなものではございませんので、必要に応じて行われるものだというふうに理解をしております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） そうしますと、ガバメントクラウドファンディングが令和5年に行われて、その中の一部が人工芝化に使われたということですが、現状1/2分の1の人工芝生化ということは、地域の人たちからとっても、なかなか進んでないねということにもなりますし、答弁にいただきました、意見交換会の交通や環境面あるいは地域活動、あるいは電灯とか道路の拡張等々のことには使われないとすると、なかなかガーデンパーク構想が進まないと思いますが、そのほかガーデンパーク構想が進むような取組は、何かなされているのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 3回目になりますが、冒頭の答弁で申し上げて2回目の答弁でも申し上げたとおり、このガーデンパーク構想については、ルリーロ福岡さんが掲げる長期的なビジョンでございます。ですので、私どものほうからどうのこうのというような話にはならないかというふうに思っておりますし、あと、議員が御指摘をされた令和5年ですかね、のガバメントクラウドファンディングにつきましては、募集された際に芝地の整備ということをうたわれておられましたので、ここで集まった金額の最終的に使える金額については、全額芝生の整備に充てられているものと認識をいたしております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、最後になりますが、ラグビータウンプロジェクトの係が、うきはブランド推進課から生涯学習課に変わりましたが、その変わることによる成果と

か課題というのは、つかんであるのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 私の答弁で不足でしたら、生涯学習課長が答弁をするかもしれませんが、生涯学習課に移って、一定の効果はあったものと考えております。具体的にはラグビータウンプロジェクト推進係と生涯学習課のスポーツを担当する係が、一緒の場所で活動いたしておりますので、この1年その体制で行ってきて、様々なイベントを行う工夫をいただいたり、議員も御承知かもしれませんが、ルリー口福岡の試合に際しての、パブリックビューイングであったりだとか様々な取組、そして、併せて浮羽究真館高校のラグビー部等の応援等にも連携をするような、様々な取組をしていただいております、担当係には非常に頑張ってもらっているんだという認識をしておりますし、今後、係のほうでもまた様々なルリー口の試合のときに、イベントをやってみたりだとか市民の皆さんに広くラグビーに触れていただくように、新年度の予算にも多分計上されていると思いますが、大人のラグビー教室ですね、これまでは子供に対してのそういったものを行っていましたが、今度は大人に対してのそういったラグビー教室をやりたいというような、非常にチャレンジングな取組等も考えてくれていますので、そういう意味で言えば、生涯学習課に移って、一定の効果があるものだというふうに認識をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ありがとうございます。先日前話を聞きましたら、試合ごとに自治体デーや企業協賛デーみたいなのをしたり、小学生を招待していくような取組もなされるということで、事業のほうについては幾つかの新しい取組がなされているので、そこは大変期待するんですけども、繰り返しになりますが、地元としてのガーデンパーク構想についても、もう少し何らか市のほうが話し合いを進めていただきたいなということをお願いして、終わりたいと思います。

3点目です。

先ほど冒頭、千葉県の町村セミナーで研修を受けてきましたが、その最後の講師の方が、物価高への対応について、ぜひ、こういうことを国が出しているの、各市町村で取り組んでみたらいかがでしょうかということで、提案をいただきました。

1点目が、2026年度物価高、官公需における価格転嫁への対応のということです。具体的な取組を、うきは市としてなされている分についてお伺いいたします。

2点目は、地域未来基金費、仮称ということで、その当時はまだ正式な名前ではありませんでしたが、を都道府県が取り組むので、ぜひ、市町村についても都道府県への働きかけ並びに都道府県が示されたものがあれば、市町村でも取り組んでいただきたいということを学んできました。したがって、この2点についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、物価高への対応策について、大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目の物価高、官公需の価格転嫁への対応についてでございますが、国の令和8年度地方財政対策において、物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス及び施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費や改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細やかに対応するため、5,850億円が増額計上されたところでございます。また、物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における、適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を、普通交付税の算定に反映させることが示されたところでございます。この通知に沿う本市での取組といたしましては、事業者から最新の見積書を徴取したり、公表されている直近の資材単価や労務単価を適用したりすることで、適正な価格情勢の把握に努め、予算額や入札時の予定価格においても、公正な価格を反映させているところでございます。今後も、国の財政政策等を踏まえながら、適切な価格転嫁を継続してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域未来基金費の創設についてでございます。国が令和8年夏を目途に取りまとめる地域未来戦略を踏まえ、強い経済の実現の観点から、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進し、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、単年度の措置として、普通交付税の基準財政需要額に新たな算定項目、地域未来基金費が臨時費目として創設され、地方交付税措置として都道府県に措置されることとなっております。ただいま申し上げましたように、この地域未来基金費は、県への交付税措置となっており、国が令和8年度に取りまとめる戦略を踏まえるべきものとされておりますので、市といたしましては、国や県の動向を注視しながら、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 答弁ありがとうございました。お配りしています資料のB面の右側の下のほうになります。6番、2026年度物価高官公需の価格転嫁への対応ということで、これ総務省のホームページから抜粋しましたが、今、市長が答弁いただいたように、四角の中を述べられたというふうに思っています。問題は、その下の1番、物価高への対応ということで、市長のほうからは、事業者からの最新の見積りを徴取したり、公表されている直近の資材単価や労務単価を、適正に反映しているということで、適切な価格情勢の把握に努め、予算額や入札時の予定価格においても、公正な価格を反映させているということでしたが、業者名は必要ありませんが、具体的に、どのくらい概算で物価高になっているということが反映されているのか、お

尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） ただいま、議員のほうからの御質問の趣旨といたしましては、恐らく、今、提案させていただいています令和8年度当初予算で、どれぐらいの金額が各事業者への物価高分なのかということだと思えますけれども、そのような金額は算出しておりませんし、現実的に算出するのは、技術的に非常に困難だと考えておりますので、お答えできるような数字は持ち合わせておりません。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 一般論になるかもしれませんが、例えば、同じものを昨年度入札したときに、本年度それが仮に5%なり10%上がっていても、それは、ここに書いてある適切な価格の反映という理解をされているということによろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 議員の御質問は、昨年度と同じものを同じように入札した際に、すみません、理解できなくて申し訳ございませんでした。前回よりも5%、10%上がっている場合に、それは適正な価格範囲とみなしているかということですが、適正な価格を反映とみなせるかどうかというものはですね、契約の内容や購入する物品のどのようなものであるのか、そういったものに依じて変わってくるものだと思いますので、今の議員の御質問のようにですね、こういったパーセントだったら適正な物価と考えているかということの基準は、当方としては持ち合わせていないところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） ぜひ、地場、地元の商店街なり、いろんな第一次産品、農産物を含めてかもしれませんけれど、そういうことの反映をしていただきたいなと思っております。

それから、2点目の地域未来基金費の創設ですが、先ほど市長も答弁されましたように、これは都道府県の取組ではありますけれども、このような情報があるということは、県が何らかの新しい事業なり項目があった場合は、市としても、県、場合によっては国への働きかけをして、うきは市に、このような基金の創設を考えていくという方向性によろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 先ほど、市長が答弁いたしましたように、こちらの地域未来基金費につきましては、国が令和8年度に取りまとめる戦略を踏まえるべきものとされておりますので、その情報収集をしていきたいと考えておりますが、当然ですね、これから、うきは市において工業団地の整備等もございますので、要望していくような内容がございましたら、積極的に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 具体的に工業団地等々の話まで出していただきまして、ありがとうございました。それは地域ごとの産業クラスターを、全国各地に形成するという方向性とも一致しますし、働く人不足ではありますけれども、産業団地で働く人が増えてくれば、そのことイコールうきは市の市民の働き先の確保であり、また、固定資産税あるいは所得税等、あるいは法人税等の収入増につながると思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大体、用意しておりました一般質問については終わりますが、やはり答弁の中で少し気になったのは、ガーデンパーク構想について、議員のほうからということでしたけれども、再度、振り返った質問になりますが、議員のほうに……。

○議長（江藤 芳光君） ちょっと待って、もう終わった項目は遡ることないように。もう終わってください。

○議員（8番 竹永 茂美君） ついては、また、よろしくお願ひしたいと思います。

地域未来基金については、一つだけ付け加えて質問させていただきます。その中に地場産業の付加価値向上、販路開拓として、高付加価値化とか、あるいは販路開拓とか、あるいは人材育成確保等々がありますし、特に、人材育成確保については、米印で市町村に対する支援も想定ということですので、先ほど、工業団地以外にもこういう人材育成確保についても、うきは市として取り組んでいかれるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 先ほどから、副市長に答弁をさせておりましたが、具体的なことをお伝えしようと思って答弁してたんですが、議員申し訳ございませんが、冒頭に1回目、私が答弁をさせていただいたとおり、他の議員の皆さん御理解いただいているものと思いますけれども、これは、先ほども申し上げましたように、令和8年夏を目途に、こういった地域未来戦略を国のほうが考えて、そういった中で、こういった基金費を単年の取り扱いではあるが、やっていくというような大枠の大枠の情報として今、出されていて、なおかつ申し上げたように、県のほうに措置をされる交付税措置の話でございます。冒頭にお答えをさせていただいたとおりでございます。その中において、こういった細かな部分について、どのような形でうきは市がこれを利用できる

のかというのは、そもそも、まだ福岡県がこの交付税措置を受けられる資金を、県が国からまだもらってない状態。そして県も、まだどういった形で市町村を支援していくかも全く白紙の状態、今、うきは市として、こういうことやこういうことができますか、なら分かるんですが、できるという認識でよろしいですかというような、ここで何かを答えれば、そういうふうにとって皆さんに喧伝するような質問についてはお答えをしかねますし、そもそも論この最後の大きな三ポツの1点目と2点目については、どちらも国の施策の最新情報でありますので、当然、議員から御指摘をいただいたように、今後、様々な情報を収集して、本市に活用できることがあればしっかりと活用していくことは、申し述べることができますが、個別、具体的な対応でありますとか、その時期であるとか、ましてや途中で質問がございましたが、何パーセントを持てばそれが達成できたというような、計算もできないようなパーセンテージについて、不明瞭な不明確な回答をこの神聖な議場の場で行うことはできませんし、質問の趣旨について、もう少ししっかりと御理解をいただいた上で御質問いただくことを望みます。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、再三にわたってこういう指摘を受けます。もう少しこれを1回そういうあれがあったら、もう一回、今後についてはですね、しっかりその辺を踏まえて、適切な対応を議長からとしてお願いをしておきます。竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 物価高官公需の価格転嫁の対応については、米印で普通交付税の単位費措置を平均5%程度引上げという文言がありましたので、質問をしたところです。私の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、8番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 暫時休憩とします。11時30分より再開をいたします。

午前11時15分休憩

午前11時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、9番、岩淵和明議員の発言を許可をいたします。

9番、岩淵和明議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、3点にわたって一般質問させていただきます。令和8年2月25日、2025年の、年間の、全国の毎日勤労統計調査が公表されております。実質賃金指数は0.1%減少し4年連続マイナスとなりました。名目賃金から物価変動の影響を差し引いた実質賃金は、前年比1.

3%減少し、前年の0.3%から拡大している状況があります。食料品などの物価上昇に伴う、賃上げのベースが追いつかない状況が続いております。

そこで、うきは市民の暮らしを支える視点から、以下の点について、質問させていただきます。

まず、第1に、就学援助を必要と認める者の基準について、お尋ねをしたいと思います。就学援助に係る認定基準が令和6年10月より見直しされました。うきは市就学援助要綱では、第3条に基準を示しております。準要保護認定基準について、世帯の前年度における所得額が、生活保護に規定する保護の基準に100分の130を乗じて得た額未満としております。

1番目、現在の認定基準は、うきは市の生活保護基準額とは異なる算定基準で設定されていると受け止めておりますが、要綱に示す基準額へ見直しを求めるが、所見をお尋ねをいたします。

2点目が、認定基準となっている生活保護基準額は、5年に一度見直しされています。しかし、最近の価格高騰により、令和7年10月、生活扶助額の特例加算が見直し実施されております。生活に急激な変化を生じさせないとして、賃金や物価上昇等の消費実態等の社会経済情勢の変化に、適切に考慮するとされております。平成30年6月19日付文書、生活保護基準の見直しに伴う他制度に生じる影響についての通知を踏まえて、毎年、適宜見直しを求めるが、所見をお尋ねしたいと思います。以上、2点お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） うきは市の就学援助基準額について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目と2点目は、関連がありますので併せて答弁をさせていただきます。

それでは、就学援助の認定基準額見直しについての御質問ですが、現在のうきは市の就学援助の認定要件は、生活保護法に規定する要保護者の他、それに準ずると認められるものとして、生活保護が停止または廃止となったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯、世帯全体の市民税が非課税であるか減免措置を受けている世帯、国民年金の掛け金が全額免除されている世帯、児童扶養手当の全額支給を受けている世帯、保護者の死亡、離別、失業などの特別な事情で、生活状態が急激に悪化したと認められる世帯、さらには令和6年10月より、世帯の前年度における所得額が、生活保護法に規定する保護基準額の1.3倍未満である場合を新たに加え、支援対象者を拡充してきたところでございます。また、本市の就学援助算定基準につきましては、国の基準に準じて、就学支援システムを活用しながら適切に判定をしております。今回の要綱に示す基準額への見直し並びに毎年見直しを行ってはどうかとの御質問ですが、生活保護基準額や昨年度行った支援対象者拡充など、現在の算定基準を十分検証した上で、近隣自治体を調査しながら適宜検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 結論的に今回の回答は、算定基準を十分検証した上でということで、近隣との関係で調整を、検討を図っていくというふうな回答です。これは前回も同じような話でした。今回の質問は、法令遵守を求めるものであります。

そこで、ちょっと私の質問の項目にも記載しておりますけれども、私自身は、今の基準が要綱の基準と合っていないというふうに認識しているんですね。それが資料にお配りした中で書いてある内容なんですね。参照いただければありがたいと思いますけれども、それぞれの事例に基づいて金額が違って、左の欄と右の欄が違っているということになっています。

そこで、ちょっと確認ですけれども、令和6年10月より実施されている認定基準は、要綱に定められた基準ではないと私は考えていますけれども、いかがですか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 学校教育課、江藤です。よろしくお願いたします。

昨年度、令和6年10月に要綱改正をされております。そちらの要綱では、生活保護基準額の1.3倍ということで記載をされております。生活保護費の扶助基準額に、また、この議員お示しのような加算額があって、生活保護の算定をされてはおりますけれども、生活扶助基準額に1.3倍なのか、この加算額の最低生活費認定額なのかというところで、ちょっと意見が割れるところではあると思うんですけれども、こういう加算額が、就学援助の認定に加算が相違があるということは、私も承知をしているところではございますが、要綱的には、この扶助基準額というところで考えておるところでございますので、明確に要綱違反であるとは思っていないところでございます。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 違反しているというふうに認識じゃないですよ。算定基準、もともとこれは額を支給するものではなくて、基準を決めるものなんで、その基準の考え方の問題に差異があるということだろうというふうに思っています。そもそも就学援助というのは、法令に書かれているように、学校教育法の第19条に、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないという義務を課しています。それから第20条では、その児童生徒が義務教育を受けることを妨げてはならないという、権利の規定を明記されています。それが、うきは市では具現化されたということで、就学援助要綱というのがつくられ、そして具体的に3条2項の2で明記しているということだというふうに理解しております。私が、そういう意味では、要綱の基準とは違うんじゃないかという、生活保護扶助の基準額の1.3、130%という部分になってないということは、具体

的に何でこれ運用されているかということ、ちょっと調べさせてもらって、具体的には、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づいて、国または県が支弁しなければならないという規定になっていて、具体的には、うきは市でも、うきは市特別支援教育就学奨励費交付要綱というのが示されています。これは認定する基準額そのものが生活保護基準額ですので、うきは市の要綱も、この要綱の就学奨励に関する奨励費の交付要綱を見ると、就学援助の規定の準用基準について、飛ぶようになっているというふうに組み立てられている。関連はあるだろうというふうに思っています。ただ、それでは、その金額の算定の内訳が違っているということなんだろうと、さっき、そういう意味では、例えば特別加算をどう見るかというのは、やっぱり扶助額なんですよ、どう考えたって。それをきちんと取り入れてシステムの中に反映させてほしいというのは、私の求めであります。そういう意味では、別紙のとおり、認定のする基準が違っているということの事実を認められているわけですけれども、早期に判断をしていただきたいというふうに思っている。その1点だけです。これについては、県の指導もあったのかもしれませんが、なので、ほかの自治体も含めてそうなっているのかなというのは、ちょっと気になるころではあるんですね。ただ、その地域によって生活扶助額が違っておきますので、それは、その裁量権は自治体を与えられているという認識があるんですね、そういう意味では、あんまりこれに時間をかけるつもりは全くないんで、要綱に示されたとおりに、取りあえずやってほしいと。特に、事例で示しているように、独り親世帯のところの差が非常に大きいというのも実を言うとあるんですね。そこは、やっぱり配慮しないといけない仕組みだと思っています。これは早期に解決するべきだ、そう思っていますけれども、仕組みを、システムに係る費用はあるだろうと思います。そこは決断してほしいと思います。いかがですか。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 10月の算定基準等につきまして、先ほども申し述べましたが、近隣自治体の状況も踏まえて、検討をさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 同じ答弁を聞いてもらちあかないんで、判断を他自治体と同水準で考えるという、一步を踏み出せないという理由は別にないと思うんですね、それは、うきは市民に対するやっぱり責務だと、学校教育法が法律に基づいてやるというのが、きちんとするべきではないかと私は思います。市長の見解があったら聞きたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 答弁の対象に入っておりませんので、本来、私が答えるべきではないと思うんですが、財政についてお話をされていたので、一言だけ、基本的には教育長が答弁をされた内容ですが、答弁の中にもありましたように、昨年度に率の改定を、岩淵議員を初めとし

て、岩淵議員や竹永議員の御質問等の趣旨を踏まえて、新たな要件を入れているところでありますので、教育長から答弁をしたとおりですね、そういった新しくやり替えた中身等も、精査する時間もしっかり必要なんではないかというふうに思っていますので、そういった中において、今回、岩淵議員からいただいた意見も参考にさせていただきながら、今後の検討材料にさせていただきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 初日に、市長の施政方針がありました。そういったところも含めて、市長に回答をお願いしたところでございます。そういったところも含めて、今後、検討いただくよう、早急をお願いをしたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。2番目は、令和8年度うきは市国民健康保険税についてであります。国保事業運営協議会から答申されたという報告を伺っております。報告の中で示されている、令和15年度までに納付金及び保険料の統一を目指し、令和9年度以降、国保税率等の改正に当たっては、令和7年、8年度の収支状況及び福岡県の保険料統一化の進捗状況を踏まえて、標準保険料へ段階的な移行について検討することが適当であるという、そういった記載が答申書の中がありました。

そこで、福岡県が示している標準保険料について、質問をさせていただきます。移行時期について、諮問答申に記載があった令和9年度以降の税率改正に当たって、段階的な移行の検討との記載がありましたが、どのような過程を経て移行するのか。計画時期について具体的に伺いたいと思います。

2点目は、担当課からは、国保財政調整基金は統一までに使い切ると述べていました。そこで、歳入の財源の見通しをどのように計画しているか、説明を求めたいと思います。具体的には、国保には、加入者に係る財源と療養費に係る財源があります。歳入の保険税額と保険基盤安定負担金の保険税軽減分、保険者支援分等、財政安定化支援事業繰入金を合わせても、歳出における納付金について不足が生じます。この分を繰越金や基金で賄っていたというふうに認識しております。しかし、基金がないとなれば、何で埋めていくのかという疑問が湧いてきたことから、この質問をお伺いしたいと思っております。

それから、3点目には、納付金について、納付金ベースの統一を目指すとの内容は、加入者が減少する中、総額は減少しておりますけれども1人当たりの額が上がっております。納付金ベースの額は、現状より上がることを意味してはいないのか疑問が残りました。保険税の負担の安定化が図れるか、お答えいただければありがたいと思います。

それから、4点目になりますけれども、国保税課税限度額の改定について、運営協議会への諮問を行ってございましたけれども、該当世帯について0.5%から1.5%以内になるよう法定さ

れているのか、低中間所得層の負担軽減になっているのか、所見をお尋ねをしたいと思います。
以上、4点です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、国保税の福岡県標準保険料への移行について、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目の標準保険料への移行の計画時期と、2点目の歳入の財源の見通しの計画につきましては、関連がございますので、併せて回答させていただきます。

まず、平成30年度からは、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体とされており、市町村が支払う保険給付費等は、保険給付費等交付金により賄われる仕組みとなっております。この交付金の財源として、県が算定する国民健康保険事業費納付金を市町村が納付しており、その納付金の原資として、被保険者の皆様に、国民健康保険税の御負担をいただいているという仕組みとなっております。都道府県単位での安定的な財政運営を確保する観点から、県全体の被保険者で保険料を負担し支え合う、保険料水準の統一が推進されているところでございます。福岡県においても、令和8年度までに保険料水準統一に向けた、ロードマップを策定する予定とされているところでございます。市といたしましては、令和7年度決算までの収支状況や、令和8年度当初賦課額、さらには保険料水準統一の進捗状況等を踏まえ、令和8年7月以降、改正の頻度、改正幅について、国民健康保険事業の運営に関する協議会において、十分に協議をしながら計画的に検討を進めてまいりたいと考えております。なお、令和15年度に保険料水準の統一が予定をされておりますことから、令和14年度までに国民健康保険財政調整基金を活用しつつ、標準保険料率と同水準の税率への、段階的な移行をしていく必要があるものと考えております。標準保険料率は、国民健康保険事業費納付金の負担額を基に算出された、理論上の保険料率であり、一般会計からの法定外繰入を行わないものとして、算定されているものでございます。このため、標準保険料率と同水準の税率となった場合には、基金等の追加的な財源に依存することなく、国民健康保険事業費納付金を賄うことが可能になるものと認識をいたしております。

3点目、県が目指す国民健康保険事業費納付金ベースの統一と、保険税の負担の安定化についての御質問でございますが、県下において保険料水準の統一が図られた場合、納付金算定に用いる医療費指数については、県全体で平準化されることとなります。現在、医療費指数が県平均より高い市町村の医療費負担を、医療費指数が県平均より低い市町村に分かち合ってもらう形となるため、医療費指数が県平均を上回っている本市のような市町村は、制度移行により、相対的に負担が軽減される方向になるものと認識をいたしております。

4点目の国保税課税限度額の改定と、低中間所得層の負担軽減についての御質問でございますが、まず、各医療保険制度の保険料は、負担能力に応じた公平性を確保しつつ、受益との均衡や

納付意欲、制度の円滑な運営にも配慮する必要があることから、賦課限度額を設けているものでございます。賦課限度額の設定については、被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が、0.5%から1.5%の範囲となるよう法定で定められております。国民健康保険においても、先ほどの被用者保険におけるルールとバランスを考慮しまして、将来的に賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように、段階的に引上げることとされております。市の現状として、国保世帯数のうち賦課限度額を超える世帯の割合が、国が示す1.5%程度を超えている状況であり、国の方針も踏まえ、政令に準拠して改正を行っているところでございます。なお、本市の被保険者の所得構成を見ますと、所得200万円以下の世帯が全体の80%を超えている状況にあります。こうした状況を踏まえ、賦課限度額の引き上げは低中間所得層の新たな負担を求めることなく、一定の増収を図ることが可能であり、その結果として、国民健康保険税全体としては、低中間所得層の負担軽減につながっているものと認識をいたしております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは、順次、ちょっと再質問させていただきます。

まず、回答いただいた内容で、段階的に移行していくということは、一度に改定するというのではなく、何回かに分けてするという意味で捉えればよろしいのかどうか、確認します。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課長の末次でございます。先ほどの市長答弁の中にございましたように、令和8年7月以降、改正の頻度、改正幅について、検討を進めていくこととしておりますので、一気に標準保険税率に移行するものではないというふうに考えております。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） いろいろ課題があるだろうというふうに思っていますので、今回、改めてそれをしてくれとか何とかという、制度要求をしているわけじゃなくて、課題をちょっと共有化できたら一番いいなというふうなことで、今回の質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、1点目、2点目に関連することになりますけれども、基本的には、基金等がなくなっていくということも含めて、追加的な財源に依拠しない仕組みをどうつくるかといったところが、うきは市にとって非常に大事な点だというふうに思っています。過去に法定外繰入をしてきた経過もありますし、料金の改定も、保険料の税額を改定するという経過も踏まえてきております。そういう意味では、その原因が何であるかといったところを、きちんと把握しながら進めていくことが大事だろうというふうに思っています。先週の議会初日のときに、令和

7年度補正予算について審議を行った際に、申し上げたんですけれども、令和7年度の状況と令和6年度の決算のときの数値の比較を、ちょっと計算してみたんですね、国保会計、さっき質問の中で、加入者に係る財源と療養費に係る財源というのが大きな金額であると。そこが全体の柱になっているということ、私自身は理解をしているんです。そういう意味で言うと、その部分を比較したんですけれども、国保会計繰入金、4款の県支出金は6年度の比較です。6年度の決算の金額で比較すると、令和7年度の現在の状況、変更があるということを前提に申し上げます。95.6%、1億536万9,000円減少しております。国保会計の歳入、4款の県支出金が1億536万9,000円減少しています。その中心となっているのが、普通交付税が96.1%で9,970万7,000円減少しているんですね。

一方で、歳出は、2款高額療養費を含む保険給付費で、99.1%、4,769万5,000円の減になっている。3款の納付金は98.8%で、1,142万6,000円の減ということで、歳入の減少が大きいわけですよ。事業の根幹部分で、見通しを持つことが非常に重要だというふうに、私はこの数字を見ていて改めて思ったところです。

一つは、歳出に係る保険給付費の給付費と歳入の県普通交付税の関係について、きちんとその制度設計のときにどうなるかというところを、きちんと捉えて進めなければならないだろうというように考えている。これは県の運営協議会、国保運営協議会の中で協議されることなので、うきは市がそこに参画も当然しているだろうと思うし、意見を表明する機会もあるだろうと思いますので、ぜひ、この辺は生かしてほしいなというふうに思っています。

二つ目は、歳出のところ、県納付金と歳入の保険者数や保険税の収納率関係のところ、関係してくるわけですが、その見通しをきちんと立てるよということだろうと。例えば、令和7年度のところで言えば、補正予算のところは100%を超えるんです。100.2%だったかな、ということで、予算額を超える保険税収が入っていた経過があるんですね、それは高齢者が75歳以下のところでの就労の、働かないといけないという状況が社会的な要請の中でいろいろあるんだろうなというふうに思うんです。そのところも踏まえて、やっぱり、きちんと施策については検討するし、うきは市みたいにその税収で入る額が非常に少ない。どうしても低いといったところがあるので、どう見通しを立てるかということと納付金の関係、さっき言ったように、納付金は1人当たりは増えているというのが実態としてあるわけですね、これが県の統一化の中で、医療費の比率がゼロまでもってくる。相互間の地方自治体における医療費に係る水準を、係数をゼロにもっていこうとしているわけなんで、その辺のところをきちんと見てほしいなというふうに思っています。これは私の感じる場所ですので、何かあれば御意見いただきたいなというふうに思っています。答弁を求めるものではない。ただ、その考え方はどうなのかというところだけちょっと確認、お尋ねをしておきます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 意見を求めるものではないということですので、保健課長から何かありましたら、保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 岩淵議員さんが御説明された内容はですね、承知をしているところでございます。標準保険税率に持っていくと、応益性のところが負担が大きくなるものですので、そのあたりはよく被保険者の方に十分な説明、啓発ですね、広報啓発をして御協力を求めるような形をしていかないといけないかなと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） そうということです。資料をお配りしておりまして、これは試算でありまして、私がつくった文書ですので、正確ではないということを前提に申し上げます。申し訳ありません。特に、この表のそれぞれの金額ですけれども、軽減措置をここに反映しておりません。そのことを、まず、きちんとお伝えしなければいけないというふうに思います。先ほど答弁にもありましたように、うきは市の被保険者の所得状況、構成を見ると、200万円以下が80%という答弁がありました。その方々の負担がどうなるかといったところを、今、保健課長の方が御答弁され、応益負担が増える可能性があるといったところだろうと思います。それが実を言うと、この表に表れておりまして、低収入の方のところに対する賦課というのは、今度の統一保険料のときには、均等割、平等割のところはずっと増えていくという流れになるんですね。所得割は減るけれども、その応益分のところが、金額として上がる可能性があるということになっていまして、実はその分の賦課が非常に高いということ、この表で見てもらえれば分かると思います。例えば、最初の資料2のところ挙げたように、200万円で40歳代2人、あるいは、一番下の事例3のところにあるように、70代夫婦で2人世帯で200万円というようなどころでの金額の、表の下にそれぞれ上がる負担額が増というふうに書いています。

一方で、ページをめくって一番最後になりますけれども、標準モデルで、例えば880万円収入があった人はどうなるかという、賦課される金額が下がるということになります。さらに、実質的には上限額が設定されるので、例えば、今、言った880万円のところでいくと、112万2,659円になるわけですけれども、実質は108万3,000円になると、上限額が設定されているので、こういう金額になるという、こういう構造的な課題が残っているということ、ぜひ、御承知いただきたいなというふうに思っています。そういう意味では、特に350万円ぐらいまでのところの収入の方が影響を受けるというふうに、私の試算では思っております。同じことの繰り返しかもしれませんが、平等割、均等割については、所得額により変化はしません。加入者数と世帯に割り当てた固定金額でありまして、引き上げた場合に、所

得水準による問題を懸念しております。世帯や個人への税額が増え、その結果、独り親、多子世帯への負担が重くなります。さらに個人事業で経営規模が小さいほど、負担が増えることとなります。低い所得世帯には軽減措置がされていますけれども、その部分を含め350万円程度までの負担が増えることが分かりました。均等割額や平等割が増えることは、所得が低い世帯ほど逆進性が強くなって、直接影響することを指摘しておきたいというふうに思っています。見直しに際しては、低い所得層に対する手厚いかどうかではなくて、国民健康保険法が示している社会保険制度としての趣旨を生かして、健康的な生活が推進されるよう、熟慮を改めてお願い申し上げたいと思っています。そう言った私が、標準税額に対する感想を持っておられますけど、この辺については、さっき保健課長が答弁されたんですけれども、制度改革改正に当たって、段階的に移行するという事になってはいますけれども、この辺についても、ぜひ、運営協議会で協議されることをお願いをしたいと思っておりますけれども、所見がありましたら回答をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 所見については、副市長からも後ほど答弁をさせますが、今、岩淵議員がおっしゃっていただいた部分は、非常に重要な部分だというふうに認識をしております。議員がまさに御指摘をいただいたように、きちっと研究をしてですね、どういったところに当たりが強くて、どういったところに当たりが弱いのかというのは、意外なところに、今、御説明いただいたように差が出てきたり、不利益が出てきたりというようなことがあるということは、この制度の複雑な部分ではあるんですが、今回、このように細かくですね、モデルケースを試算いただいて、御指摘をいただいて非常にありがたいと思っているんですが、このようなことで非常に分かる部分ですので、どうしてもこれまでの議論の中で、議会の全員協議会等でも皆様に御説明をする中においては、やはり議員の皆様の中からは、低所得者に配慮してくださいということを強く求められる御意見等もあるんですが、まさに今回ですね、議員がおっしゃっていただいたように、そこに分かりやすくすると、いわゆる中間所得層というか、そういったところに当たりが出るというようなことも、今回、如実に御指摘をいただいて、我々も把握をしているところでございますので、そういったところを、やっぱりどう緩和していくのか、いわゆる、しっかりとした落としどころを見出していくということが、肝要だと思っておりますので、そのような心持ちでですね、取り組んでまいりたいというふうに思っております。詳細については、後は副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） すみません、今、もう大体、市長のほうから言っていただきましたが、議員がお調べいただいたようにですね、ケースによっては今回の統一の見直しによってですね、負担が増える世帯もあるかとは思っています。ただ、今回の保険料の統一によっては、先ほど、冒頭

の答弁でもありましたけれども、医療費水準の高いうきは市にとっては、基本的には有利な状況のほうに改正される方向でございます。そういった統一なんですけれども、議員がお調べいただいたような事例も十分考慮しながらですね、どのような形で統一していくかという統一の在り方についてはですね、今、市長からありましたように、しっかりとですね、こういったやり方が一番望ましいかを、協議会の場で考えてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 中間所得層のほうが、税額が減少していくということだけは確認しております。ただ、その低い水準のところと高い水準ところに関係があるので、バランスをどう取るかといったところがあると思います。そういう意味では、特に、収入の低い方のところについては、あるいは子供の子育てに、子供がたくさんいる世帯も含めてですね、ゼロ歳児から就学前までの軽減措置はされておりますけれども、就学以降から18歳までの均等割の軽減とか減免だとか、そういった新設等も、うきは市が単独にできるのかどうかといったところも、うきは市に住む住民にとっては非常に大きな話である。子供を、子育てできる環境をやっぱりつくっていくことのほうが、より大事だろうというふうに思いますんで、その辺の検討を改めて必要だというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そのことを申し上げて、次の質問に移ります。

最後に、うきは市の公営住宅に関する質問になります。退去するときの高額の退去費用を請求されているとの相談がありました。うきは市市営住宅管理条例に基づき、市営住宅賃貸契約書及び市営住宅のしおりが示されております。退去時における原状回復について、国が示すガイドラインの趣旨に沿って、建物、設備等の経過年数を考慮した、経過年数に応じた負担が軽減する考え方及び定額法による負担割合を、具体的に見直しが必要と考えておりますけれども、所見をお尋ねをしたいと思います。

二つ目には、市営住宅賃貸契約書には、連帯保証人1名を必要としておりますけれども、予期せぬ高額の負債を負うリスクを軽減する目的で、2020年4月改正、施行されております。市営住宅賃貸契約書第14条には、上限額が示されていないですけれども、退去時の負担を含め見直しが必要と考えますが、所見をお尋ねしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま、うきは市公営住宅の退去費用について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の国のガイドラインにのっとり、経年劣化を考慮して退去時の原状回復費用の負担割合を見直すべきとの御意見をいただいたところでございます。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、民間賃貸住宅を想定した指標が示されており、公営住宅法に基づ

き、低廉な家賃で提供される公営住宅には、適用をされていないガイドラインとなっております。本市におきましては、市営住宅管理条例第20条に基づき、修繕費用の負担について規定をいたしております。具体的な経過年数に応じた負担割合の基準については、設けておりませんが、入居時の金銭的負担には、十分配慮した運用を行っているところでございます。退去時の入居者負担は、原則として畳の表替えでありますとか、ふすまの張替え、入浴設備の清掃といった、次期入居者のための最低限の項目に限定をいたしております。経年劣化、通常損耗の取扱いは、家具の設置跡でありますとか壁紙の日焼け等、通常の生活に伴う経年劣化や通常磨耗については、市が貸主として負担をしているところでございます。借主の故意または過失による特別損傷が認められない限り、お預かりしている敷金は全額返却をしており、実質的にガイドラインの趣旨に近い、負担軽減を行っている現状でございます。特殊なケースへの対応としては、孤独死等が発生し、特殊清掃や床の修繕が必要となった場合は、民法第896条の規定に基づき、相続人の方へ原状回復費用の負担をお願いしているところでございます。公営住宅は限られた公費で維持管理をされており、先ほど申し上げましたように、家賃も低廉に設定されているため、一律に民間賃貸住宅向けのガイドラインを適用し、原状復旧に係る借主負担を見直す考えは、現状のところはございませんが、今後も入居者負担の適正化と、公平性の確保に努めてまいりたいと考えております。

2点目の改正民法の趣旨を踏まえ、連帯保証人のリスク回避のため、市営住宅賃貸契約書に負担の上限額を明記するように見直すべきとの御意見を賜りました。令和2年4月の民法改正により、保証人保護の観点から、限度額の明示が求められていることは承知をいたしております。

当市におきましても、保証人の債務負担の限度額につきましては、市営住宅賃貸仮契約書第14条におきまして、入居時家賃の12か月分を限度額として規定し、第3条に家賃額を明記しております。契約書に具体的な金額を記載せず、月数としている理由は、公営住宅の家賃が収入に応じて変動する制度であるためであり、現状でも保証人の責任範囲は、明確になっていると考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは、ちょっと幾つか再質問させていただきます。

公営住宅には適用されておられないというふうなことが、ガイドラインを適用した、民間住宅向けのガイドラインに適用した原状復旧に係る借主、見直す考えはございませんがというふうな書いております。いわゆる現状では、見直す予定はないというふうな回答でありました。市営住宅管理条例というのがありまして、第20条に記載があるというのは承知しております。ただ、賃貸契約書との整合性が取れているのかなというのが、ちょっと気になっているんですね。賃貸契約書の第7条に、修繕といったところで項目を入れております。これがちょっと私の気になっ

たところ。これは本来ガイドラインでお示しの別紙資料に、平成31年4月1日に、国土交通省が各地方自治体関係に通知した内容であります。具体的には、改正前のところには、畳の表替え、破損ガラス等の修繕といったところが、改正後には書かれていないということになってきています。ここの条例のところも実をいうと書いてない。ただ、契約書にはばっちり書いているという違いが、実を言うところ。これは改正しなかった理由はこれは何かあるんですか。どうでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 御質問ありがとうございます。建設課長をしています雨郡です。

御指摘のとおり、若干矛盾してるところのところですね、表の中と外に書いているのがちょっと違うんじゃないかというところは、もう御指摘のとおりでございますけど、改善しなかった理由としてというところで行きますと、契約の部分の負担の割合というか、こういうふうな機材とかもう損傷をかけない限りは、今の状態としては、借りている方が出ていくときにはもう請求しておりません。故意の損傷がない限りはですね、もう基本的に畳の表替えと、ふすまの張替えと浴槽の清掃、以外につきましては請求はしておりません。以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） この通知に附随する文章で、これは国土交通省の住宅局住宅総合整備課といったところが、ある非営利団体への回答をされています。その頭文書には、公営住宅、特約だと。特約の規定というのがどこにも示されていないんですね、この通知の文章にも、説明のところこれ書いてあるんですけども、説明のところの3行目以降になりますけど、費用負担義務の範囲は最小限度であり、義務の範囲をこれよりも縮小することは違法である。逆に、この範囲を超えて修繕を行うことは、法令上要求される場所ではないが、むしろ望ましいことであるという、これは法律上その公営施設として公共、自治体が負担することについては、これは求めていないということを前提にしながら、だけど、これを前に進めることは違法ではないというふうな言い方、分かりにくい言い方でしょうけれども、そうなった通知なんですね、これは、その通知の趣旨を踏まえれば分かりやすい話ですね、という意味で言うと、きちんとこれを特例として見るんだとしたら、そういった文面を、その賃貸契約の中に入れてとか何らかの措置が必要になってくるんじゃないかというふうに、私自身はちょっと認識をしたわけです。気になったわけですね。そういったところが一つあるんです。そういう意味で、この辺の見直しはする予定ないですか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 見直しの予定でございますが、今現在として見直しの予定は考えておりません。もともと出て行かれるときというのを、畳の表替え、ふすまの分、浴槽という3点のですね、最低限次の方が入ってこられたところのみになっていきますので、ただ、整合が若干取れてないところも、借主さんの部分に補償になりますよと書いてるのはですね、やっぱり、そのところを壊してもらったら、それは請求しますよというところですね、そういう意味合いで書いております。基本的には、うちのほうは敷金もそのまま返しております。というところなので、現状としては変える予定はございません。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それは賃貸契約書の中の第7条の第3項に書いてあるんですね、だから第1項のところで強調する必要があるのかどうか。そういう矛盾点、何でこんなにしつこく言うんだというのが、この賃貸契約書の中身なんです。さっき言ったように、ふすま、畳を替えなさい、あるいは風呂を専門業者に委託しなさいと言うんだ。そういう点で、やっぱり見直しが必要だと、私はよくよく考えれば、制度として見たときに見直しが必要だと、法律の趣旨に基づいてというのがあるというふうなことを一つ言っておきます。それから大事な点だけ、ちょっと一つだけ言っておきます。

2つ目の質問で、入居時の限度額、保証人の限度額についてです。12か月ということ、一応規定しております。ただ、これを超える事例って、やっぱり今回の相談事例としてあるんですね。これについては、さっき回答の中でも896条の規定があります。これも実は賃貸契約には何も書いてないんですね、要するに相続人が亡くなったとすれば、そのときを踏まえて保証人が相続人になるという規定なんです。これは、例えば相続人を放棄するという規定は別に民法上に規定されている。だったら、そのところも賃貸契約の中にきちんと明記するべきだ。拒否することができると、極端に言うとな。そこまで書くかどうかは別としてですよ。協議をするというふうなことも含めてですね、それを相手側にやっぱり知らしめることが必要ではないかなというふうに思って、時間がないので全部は言い切れませんので、個別はまた相談させていただきます。そういう見直しが制度上必要ではないかというふうに思いますので、今後のうきは市の市営住宅いろいろ改築をしております。今後も、そういう意味では、要求されることだろうというふうに思いますので、ぜひ、皆さんのお知恵を結集していただきたいなというふうに、改めてお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） これで、9番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。午後1時45分より再開をいたします。

午後0時30分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

それでは、5番、組坂公明議員の発言を許可をいたします。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂公明君） 5番議員の組坂公明でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回が、私にとって任期最後の定例会の一般質問となります。本日、取り上げる上水道事業につきましても、今定例会の初日、市長からの施政方針、それから昨日付の西日本新聞報道がなされる以前に、通告書を提出しておりましたので、ちょっと内容がそぐわないところがあるかとは思いますが、もう今日、新聞記事のとおりでございますのでですね、それをいかに引き出すか質問を準備していましたところ、本定例会の初日に、市長のほうより、施政方針が表明されましたので、ちぐはぐな質問になるかもしれませんが、御了承いただきたいと思っております。

これまで市長から示されてきた考え方、それから市民の皆様に配布された資料等を踏まえて、本市の水行政の方向性を改めて整理、確認する観点から、質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、順にお伺いしたいと思います。

まず、1点目が、これまで権藤市長のほうは、上水道事業についてフル整備にこだわらず、水にお困りの方々の支援を行いながら取り組んでいくとの考えを示されております。また、一昨年9月には、未来につなぐ私たちの水と題してパンフレットを作成し、市内の全世帯のほうに配布されております。これらを踏まえ、うきは市として、上水道事業を今後どのような考え方、方向性で進めていこうとしているのかを、市長の認識を伺いたいと思っております。

2点目が、上水道事業説明用パンフレットですね、こちらのほうに、中に記載されておりましたが、令和7年頃のうきは市水道事業基本計画の策定を目指すということで、パンフレットのほう記載されていたと思っております。この計画は、今後の水行政の方向性を示す重要な計画になると考えていますが、この水道事業基本計画について、どのような内容を想定して、策定までのスケジュール等について、現時点のお考えを具体的に説明していただきたいと思っております。

最後に、本市は、これまで地下水を中心とした水利用により、市民生活が支えられてきております。私は、本市が水を引く市ではなく、水を育て守る市として森林保全や環境整備などに力を注いでいけば、地下水をメインとした水利用も、今後、継続していくことは十分可能であると考えております。こうした考え方について、市長はどのように受け止められておられるか、見解を

伺いたいと思います。以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、上水道整備について、大きく三つの御質問をいただきました。御質問の前に、施政方針の話とか様々いただいたんですが、私は、全然一般質問ですね、水の整備について、今回、組坂議員とこの1時間ですね、いろんな討論を交わすのは、非常にいいことであるというふうに思っておりますし、ここ最近いろんな議会、本市の議会だけではなくて、様々な地方都市の議会を拝見する機会とか、首長さんにお話を聞く機会があるんですが、執行部と議会というのは車の両輪であり、なおかつ、どちらもお互いに干渉しながら、私どもがおかしなことを申せば、議会の皆さんに正していただく。議会の皆様が違う方向に進んでいけば、私どもから違う提案をさせていただくというようなことで、相對する、相對するということはあろうかというふうに思っています。それが健全な議会制民主主義だと思っておりますが、必ずしもそういう相對、相對を生むものだけではなくて、もちろん、私ども執行部も、あと議員の皆様も、それぞれうきは市の今の課題を解決したり、将来に向けていい方向に進めていくという意味では、同じベクトルを向いているところがございますので、当然、意見があって、そうだなと、そのような方向で進むべきだなというようなことで、施策を加速化させるような御発言や御意見があつてしかるべきだというふうに思っておりますので、今回は、そのような趣旨で受け止めさせていただきたいというふうに思っておりますし、まさに3点目に御質問いただいた件などは、私のほうが次年度の取組として、議員から御指摘をいただいていますように、昨年の施政方針等では、フル整備にこだわらなくて、水にお困りの方への支援を行っていくというような、少し一步踏み込んだ発言をさせていただきましたが、そこから1年、そして議会の皆様の様々な御意見もいただいた中で、マップ等をつくりながら一步前進させたところでもありますので、市民の皆様には御理解を賜る上でも、もう一步踏み込んで、施政方針の中で方向性を打ち出させていただいたところが、先日の施政方針でありますし、先般、その施政方針の中身が抜粋をされて、新聞報道等になったようにございますけれども、そのような内容だというふうに認識をしておりますので、ぜひ、今回はせっかく御質問を賜りましたので、闊達な御議論をさせていただければというふうに思っているところがございます。そうした思いも含めまして、いただきました三つの御質問、1点目が、今後の上水道整備等の進め方、あと、2点目の基本計画の策定、そして、3点目の水を育て守るまちとして、環境整備を行っていくことについてはどうかというような御質問いただきましたが、いずれも関連がございますので、併せて回答を申し上げたいと思います。

本市は、耳納山地の森が育む豊かで清らかな水の恩恵を受け、地下水だけで全ての生活用水が賄われているまちでございます。生活用水や工業用水、農業用水として、年間約619万立方メートルをくみ上げておりますが、平地部の地下にたまっている地下水の総量は、平成28年か

ら30年にかけて行った調査の結果、約7億4,000万立方メートルと推定されており、そのような地下の水が、しっかりとたまっているというようなデータをいただいているところでございます。そのような自然の恩恵を受けている一方で、地下水が豊富とはいえ、昨今の気候変動でありますとか、あと水質汚染のリスクがあること。また、一部水質の基準を満たさない地域や井戸があること。また、井戸枯れが発生している地域があること。井戸の掘り替えが困難な地域があること。また、以前、議員からも御指摘をいただきましたが、消防水利の確保の問題など、様々な問題も山積をしているところでございます。このため前市長である高木市長の市政運営においては、筑後川水系最後のダムである小石原川ダムにおいて水源を確保し、計画的に上水道の平野部全戸整備を行う方針が打ち出されたところでございます。その中で、国の生活基盤耐震化等交付金の広域化事業の交付期限が、令和16年度であることから逆算して、令和7年度頃の水道事業基本計画策定を目標として市政運営、この水道事業に対する考え方の一つの指標となっていたところでございます。しかしながら、議員も御承知のとおり、その後の水道施設設備に係る事業費の試算が大幅に増高し、50年ベースで約440億円に達したほか、平成27年に実施した市民アンケートにおいて、上水道に速やかに加入する意欲がある市民が約11%にとどまるなど、上水道を整備したとしても大幅な赤字になることも明らかになったところでございます。また、全国に目を転じてみますと、水道施設の老朽化や小規模で脆弱な経営基盤、原価割れによる計画的な施設更新が困難になるなどの問題が、全国各地で発生をしており、加えて給水需要も2000年をピークに、今後、大幅な減少が予想されるなど、上水道に係る厳しい見通しが、全国各地で問題になっているところでもございます。このため昨年の3月議会における一般質問に対し、フル整備か全く整備しないのかの、ゼロか100かの議論から、もう少し転換して様々な方策について、検討する必要がある旨を答弁させていただいたところでございます。その後、令和7年度から浄水器の設置に対する補助事業を開始したほか、昨年8月の全員協議会では、市内各地域の水質状況を可視化し、支援が必要な地域を把握するための基礎資料として、水質マップを作成し、議員の皆様にはお示しをさせていただいたところでございます。その後、水質検査の結果が良好でなかった世帯に対して、状況確認の書面調査を行ったところであり、回答者の約半数が浄水器等の設置などにより、自ら問題が解決している状況であることが確認をされました。また、問題が解決していない方のうちの約半数の方から、飲料水等を購入して対応しているとの回答も得たところでございます。

以上のような経過を踏まえた上で、議員御質問の、今後どのように上水道事業を進めていくかという点でございますが、先ほど申し上げましたように、上水道整備は大幅な赤字が見込まれ、上水道加入を希望する市民も、全体数からみれば多くないと見込まれますことから、やはり平野部全戸でのフル整備は困難であるというふうに考えているところでございます。基本的には、う

きは市の豊かな地下水、議員が御指摘いただいたような、そういった地下水源を有効活用する方向にかじを切り、水質等に課題のある地域が抱える個別事情を、十分に考慮した支援や対策を、きめ細やかに行っていく方針としたいと考えております。上水道のフル整備を前提とした、先ほど議員から御指摘がありました、令和7年度を前提となっておりました、うきは市水道事業基本計画、これにつきましても策定を見送り、新たに地下水を有効活用していくための基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。今回、少雨の影響等もあり渇水になっていることもございますので、早速、令和8年度から、その基本計画の策定作業等に着手をし、その進捗について、議会や市民の皆様へ御報告をする中で、今後の取組の具体的なスケジュールについても、お示しをしてまいりたいというふうに考えております。併せて議員から御指摘いただきました、水を育て守る市としての施策についても、地下水を中心とした水供給システムが維持できるよう、先ほど申しあげました新たな基本計画策定作業の中で、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。その中で、多様なステークホルダーを巻き込んだ、地下水ガバナンス等の取組のほか、うきは市地下水の保全に関する条例の内容充実に向けた検討、水源を涵養する森林保全のための方策、昨年12月に巨瀬川流域が特定都市河川及び特定都市河川流域に指定され、雨水浸透阻害行為への規制等がなされることとなりましたので、その対応等も考えていく必要があるというふうに認識をいたしております。市民の重大な関心事であります水問題については、議員の皆様をはじめ市民の皆様としっかりと歩調を合わせ、市全体で方向性を醸成した上で、今後の取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂公明君） ありがとうございます。施政方針から始まり、今、御回答いただいた市長の方針等、私も同じような方向を向いているのかなと。今回、それをこの場で分かりやすく、市民にも分かるような形で討論していこうかなと思っておりましたが、先に施政方針をしていただきましたので、私が聞くところというのはそう多くございません。ただ、今回、今までパンフレットで基本計画を7年度頃と言ったの、これは以前も市長お答えしたと思っておりますけどですね、市民のほうにはよく伝わっていないというのが一つと、パンフレットにあの活字で書かれると、いつ頃、上水道が始まるとやろうかというような考え方が芽生えてくるのではないかという思いがあったもんで、そういったのをどうなのかというのを、改めて市長に御確認して、質問をしようと思ったところでございます。今回、方針のほうを、今日、答弁いただいた中で、水道事業基本計画、これはもう策定は見送ると、見送るということは、しないではないと私は受け取ったところでございます。ひょっとすりゃ上水道が必要になる時期が来るかもしれない。ただ、今の時点、上水道が必要かという、そうではないという考えで、今回、質問をさせてもらったところでございます。今回、市長のほうに基本計画の策定のほうは見送るということをはっ

きり言っていたいただきましたので、今後、新たに地下水を前提とした基本計画を、次年度から考えていくということでございますので、それにありましては、また、一緒に考えながらつくり上げていければなと思っておるところでございます。

再質問も、違った方向ばかりになりましたので、2点ほどお伺いしたいと思います。

今回の地下水を前提として、今後、取り組んでいく。地下水の利用を前提とした場合、うきは市として、最低限どのような取組をすべきと考えられているか、いきなり盛り込むべき質問だろうとは思いますが、そういったお考えがあるならお答えいただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 地下水の利用を前提とした基本計画の策定等、また、具体的な取組等はどうなるかという御質問でございました。先ほど、議員のほうからお話をいただいたように、私のほうからも答弁をさせていただいたように、これまでのフル整備を基本とした水道の基本計画については、見送りをさせていただきたいということを、今日、明確にお示しをさせていただきながら、見送りという言葉を使わせていただいたのは、まさに議員が今、御指摘をいただいたような気持ちがあるところでございます。先ほども答弁で申し上げたように、今の異常な渇水もそうですが、今後の気候変動、様々な要因があろうかと思いますが、調査では7億4,000万立方メートルという、膨大な100年以上の帯水層があることが確認されているとは言えども、気候変動等様々な不安を残すところもございまして、先ほど説明を申し上げた、高木前市長時代に御英断をいただいているような、ダムの利水参画権でありますとか、そういったところについては一定確保しながら、もし万が一、上水道の整備等が必要になるときには、全く手だてがないというようなことにはならないように、水は命の水でありますから、そのようなところも踏まえた中で、柔軟に対応ができるようなのり代を残しておきながらも、主体的な部分に関しては、議員が3点目で御意見をいただいたような、水を育て育むまち、そのような趣旨の基で、しっかりとこの豊かな地下水源を活用した、今後の水資源の活用の在り方が妥当であるというふうにご検討いただいております。基本的には、基本計画を策定をする中においては、先ほど説明の中でも申し上げましたとおり、水源涵養でありますとか、様々な5点ほど申し上げたかと思いますが、水供給システムが維持できるような基本計画の策定ということで、多様なステークホルダー、様々な関係者を巻き込んだ地下水のガバナンスの取組でありますとか、うきは市地下水の保全に関する条例がございまして、この内容充実に向けた検討であるとか、あとは水源涵養をする森林保全のための方策であるとか、そういったことを総合的にですね、勘案をする中でこの基本計画の策定、そして基本計画の中では、当然、今後の具体的な取組のロードマップ的な部分も、お示しをできればというふうにご検討いただいておりますが、いかんせん、この令和8年度から策定に着手してまいるところで、まだ具体的な青写真ができていないところではご

ざいませんで、そういった方向性が、素案の段階等で見えてまいりました際には、議会のほうにしっかりお示しをさせていただきたいと思っておりますし、また、かじを切ったものですね、我々、私ども執行部もですね、まだまだ不勉強なところがございます。そういった中で、直近では、本市のほうを別の用件でお尋ねいただいたんですが、北海道に東川町というまちがございます、旭川の隣町ぐらいに位置するところで、大雪山系の大きな雪が、いっぱい積もっているような山々の裾野に広がる、人口8,000人程度のまちなんですが、ここが私どもと一緒に、上水道全く整備をしていないまちで、その大雪山系の雪解け水で年間を通して暮らしてらっしゃるような場所になります。このまちが、まさに私たちよりも先駆的にそういった地下水や天然の水を活用した、水供給のためのシステム的なものを構築をされていらっしゃる、また、私が少し想定をしているような、地区、地区で水が出にくい場所とか、そういったところに簡易給水施設的なものを掘って、給水をするような事業をもう実際にやられている自治体になります。ですので、可能であるならば、私も1回、東川町のほうにしっかりと勉強させていただきたいというふうに考えているところで、市議選を挟みますけれども、新たな議会が組成をされて、担当は総務産業常任委員会だろうと思いますが、もしかしたら、今回の本会期の議会のように、特別委員会等が組成されるようでありましたら、議長やそういう委員長さんや議員の皆様方の有志の方とも御一緒に、この東川町のシステムについて、勉強させていただくような機会ができればというようなところも、今、考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂公明君） ありがとうございます。ぜひ、そういった勉強もさせていただければと願っているところでございます。最低限どのような取組をとというような、また、突然意地悪な質問して大変申し訳ないんですけど、市長のほうで、最初の答弁できちっとお答えられていることをやっていかんといかんのかなと、私もこの（3）の質問に対して、水を育て守るまちうきは、もうキャッチフレーズだけやったらいかんからですね、理想論じゃなくて、これを政策論に転じていかんといかんの、まさしく市長のほうで御回答されたのかなと思っております。最初から言ったとおり、地下水に困っておるところには何とか手だてをせないかん。あるいは水を育てるまちにするなら、やっぱり山を大事にせないかん、涵養事業を取り組まないかん。これも当然お金がかかることだろうと思っております。それから万が一に備えて、やっぱり水位とか水質、この定期的な調査、こういったのも計画の中に織り込まんといかんとかな、あるいは今も行ってありますが、定期的な検査にあっては補助関係とかも、今後、考えていかなんとかかなと、それから、地下水保全に関する条例ということで、これ、うきは市保全条例がございます。これは、あくまでも水を取り過ぎらんごたるのを監視するための条例でございますので、今回、充実に向けて検討されるということでございますので、この保全条例だけ、条例を否定するわけじゃござ

いませんけど、これに肉付けをしていって、やっぱり水を育て守る市としての条例、それには市の責任において涵養事業は展開していきますよ、市有林とかですね、あるいは水に困ったところには手だてをすとか、それと水位・水質の件ですね、の調査、そして、何よりも僕が考えているのは、災害時、災害時のバックアップ体制、これも御提案としてですね、今、言っているのは、盛り込むべきではなかろうかと考えております。最低、避難所とか学校あるいは大きな介護施設とかには、そういったところに発電設備とか井戸を、非常用の井戸で水を上げるシステムとかですね、電気が通らん、何日もというのは、ここ何年ありませんけどですね、そういった災害時のバックアップ体制も含めたところできり上げ、何か条例にできんかなということで、行政の皆さんと一緒に勉強していければなという思いがあったところがございます。そういった思いで、ちょっと今後の取組については御質問をさせてもらったところがございます。

あと、最後にですね、くどいようですが、上水道のことは、もう私が議員になってもう8年経過しようとしておりますけど、ずっとなかなか進まないところで、大きく前進した方針を示されたのかなと思っております。質問にありましては、さっきも質問しましたが、うきは市として、今後、地下水を基盤とした水量を前提に行っていくと、上水道整備はあくまでも補完的な手段として位置づけている。その点について、改めて再度質問して、お答えいただければと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） 様々、今、御指摘や御提言をいただいた上で、最後の御質問のところは、議員がおっしゃられるように、地下水源を活用した方向性にかじを切る。その中で、そういう上水道とかというところも、何かあるときのためにというところで、一定の担保を取りながらというところで、そういった方向性でいいのかということの御質問でございました。議員が今お話しいただいたような方向性の認識で結構でございます。そのような中で、今後、出来得ることをしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますし、議員から今、御指摘をいただいたように、もう何年たっているのか分かりませんが、この間、水の問題とごみの問題というのは、特に、この水の問題は全く進んでない状況でございました。その中で、まさに先ほどお示しをさせていただいたように、平成二十二、三年ぐらいの議会の皆様が、試算をということで出した金額が280億円前後だったと思いますが、全く同じ内容で令和5年度に試算をしたときに、440億円ということで、もう現状は待てば待つほど物価や建設資材、様々なものが費用が高騰している、増高していくということの中で、一定、私ども執行部としましても、そして御相談を申し上げる議会の皆様と御一緒に考えるということにおきましても、我々の中で、今、市政を担わせていただいている、そして、市議会で皆様、市民の皆様の代表として、御登壇いただいているという中において、何らかの方向性をしっかりと定めて、その方向に向かってかじを切っていくことの必

要性を強く感じているところでございます。当然、執行部として、その方針を打ち出すわけでございますので、大変重たい決断をさせていただいたというふうに思っておりますし、その中で、でき得ることをしっかりと努めていくのが、今、この職に市民の皆様の御信任を得てつかせていただいている、私の職責であるというふうにも考えておりますので、その部分については、しっかりと役目を果たしてまいりたいと思っておりますし、今日の組坂議員の御議論のような、そして、また、明日、水問題については、佐藤裕宣議員からも、様々な御意見や御提言を賜ることかと思っておりますが、そのような中で、しっかりと議会の皆様の御意見等も盛り込んでまいりながら前へ進める。しっかりと前進ができる水環境の整備に努めてまいりたいというふうに思っております。あと、先ほど最後の御質問とおっしゃられる前に少し幾つかお話をいただいた中で、議員がおっしゃられるように、水源の涵養というのは極めて重要な取組の一つになってこようかと思っております。現状は非常にありがたいことに、浮羽森林組合の皆様においては、主伐や間伐を行った山に関しては、しっかりと再生林の取組をやっていただいているところでございます。なかなか全国的に担い手不足であったり若手の職員が少ないというような中で、木は切るんだけどもなかなか植えられないという、再生林できないというような森林組合や山、林業関係者が増えてきている中で、このうきは市においては、もうほぼ100%に近い形で再生林をしていただいている、非常に貴重な取組をいただいている地域でもございます。そういった中で、森林組合の皆さんとも引き続きしっかりと連携をしながら、そういった水源の森を守っていくという取組について、御理解と御協力をいただければというふうに思っているところでございます。また、調査等が必要になってくるということもございますが、この部分に関しても、東川町が非常に優れておりまして、様々な取組を行っておられます。そういったところも、今後、ぜひ御一緒に勉強できるような機会があればというふうに思っております。あと、井戸が枯れたり水質が悪くなったりというようなところの個別対応についてでございますが、この部分に関しては、施政方針の中でも少し具体的なことを申し上げましたが、今、枯れている井戸のほとんどが浅い井戸ですね、10メートル前後ぐらいの浅い井戸、もしくは打込式といって管を上からドンと打ち込んで、水を上げているというような井戸でございます。いわゆるボーリングをして30メートルぐらい、最近はもう少し深く掘ったりするそうですが、そのような形でくみ上げた井戸ではないのがほとんどであるというふうに伺っております。ですので、そういった浅い井戸や打込式の井戸から、ボーリングで掘っていただけるような井戸を掘る場合に関して、補助ができないかということで、新年度、この予算のほうにも盛り込んで御提案をさせていただいているところでございますので、これは、まだ検討している段階ですね、失礼しました。今後、検討していく段階で、いろんなものをお伺いしたので、大変失礼しました。まだ盛り込んでなくて、今後、検討していくというところでございますので、今回、組坂議員からも貴重な御意見をいただきましたので、そういったことはな

るべく早いタイミングでですね、具現化して御提案をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

あと、今回、災害時のバックアップ体制ということは、議員から御提言をいただきまして、非常に重要なことだというふうに今、認識をさせていただいたところでございます。この災害時については、逆に申し上げますと、上水道が整備されていた能登半島において、地震のあと逆に井戸の方が勝手が効いたというようなことで、井戸が今、見直されているような状況にもございます。そういったもの等も含めてですね、おっしゃっていただいているように、災害時にしっかりと水が確保できる。もしくは出なくなったときに供給体制が取れる。そのような検討もしっかりと行っていくべきだというふうに思ったところでございます。いただいた御意見、御提言につきましては、しっかりと踏まえた上で、令和8年度の基本計画の策定や取組に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂公明君） 前向きな御回答いただきまして、ありがとうございます。今後におきましても、さらに前進させてもらうよう頑張っていただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、5番、組坂公明議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩としますが、組坂議員からありましたとおり、予定外の想定外の質問の関係でありましたので、時間がこういう時間になってまいりましたので、それでは暫時休憩しますが、これを動画で見てある方もいらっしゃると思いますけれども、2時40分から再開をしたいと思います。

午後2時23分休憩

午後2時40分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開をいたします。

本日、最後の質問となります。次に、7番、野鶴修議員の発言を許可します。7番、野鶴修議員。

○議員（7番 野鶴 修君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書ののっとり質問したいと思います。先ほど言われましたように、本日、最後の質問者となっております。市長におかれましてはお疲れのこととは存じますが、最後まで真摯に対応、よろしく申し上げます。

まずは、第1点目、中山間地域の活性化対策についてであります。市長も御承知のとおり、私は、この中山間地域活性化問題につきましては、令和5年12月、さらには令和6年3月並びに9月と、この3年間の間に、3回ほど中山間地域に関して一般質問を行ってきました。しかしな

がら、この3年間、中山間地域への新たな振興策というのは何ら行われていない。そういうふう
に感じております。これまで、この一般質問した際にはですね、進入路、あぜ等の小規模な
整備、そういったものを含む、うきは市農業振興事業費補助金や山村振興地域事業費補助金、中山
間地域直接支払交付金、こういったものを活用しながら農業振興を図っており、さらには農村を
守るための施策として棚田オーナー制度であり、「つづら棚田を守る会」などを継続して支援を
行っていくという回答をいただいております。また、前回9月の権藤市長の回答の中にも、農村
及び農業を守る取組については、引き続き調査研究を進め、新たに施策については、今後、提案
をさせていただきたいという回答をいただいております。しかしながら、令和8年度に関しまし
て、何ら提案もなされていないと思いますので、その分を含めて、改めて今回、質問させてい
ただいております。

つづら棚田は、うきは市の中山間を守る象徴的な財産だと思っております。こうした背景を踏
まえまして、先ほど言いました、つづら棚田を守る会が、現在、耕作し管理を行っているわけ
ですけど、このつづら棚田を守る会も高齢化が進み、いろんな関係者と話すところではですね、あ
と5年続けられるかどうか保証はできないと、これはもう再三私も質問するたびに、こういうふ
うに言ってきております。市長として、今後、つづら棚田をどのような形で保存していくつも
りなのか。保存するというのであればですね、その具体策はどのように考えてあるのか。市長の
お考えを伺いたいと思います。

2点目として、今回は今まで農村RMO育成支援事業、これに取り組んでほしいと再三言っ
てきておりますけど、今回は新たな取組として、非常に言いづらいんですけど、アルベルゴ・ディ
フーズという取組について、お尋ねしたいというふうに思います。先ほど言いました、前回の回
答の中で、引き続き調査研究を進め、新たな施策については、今後、提案をしていきたいと前
回答えられております。そういった中で、うきは市として、このアルベルゴ・ディフーズに対し調
査研究したことがあるのか。もし現時点でないということであればですね、今後、調査検討して
いく考えがあるのか。そこについても、市長の見解を伺いたいと思います。

3点目です。3点目は、以前から何度もこれも同じ質問をさせてもらっていますが、先ほど言
ったような新たな取組、こういったものを実践するとしたら、やはり、そこには専門的な人材が
必要不可欠というふうに思っております。現在の農林振興課の組織体制、人員配置では、仕事が
手一杯であり、新たな取組に対応するだけの人手が足りないというふうに思います。そういった
ことで、もし上のほうのようなことを検討するのであればですね、ここに新たな人的配置が必要
と思っておりますが、その点についても、市長の見解をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、中山間地域の活性化対策について、大きく三点の御質問をい

ただきました。

1点目の、今後のつづら棚田に対する考えと、その具体策についての御質問でございます。つづら棚田につきましては、単なる農地としての機能だけではなく、景観保全、水源涵養、治水機能など多面的な役割を果たしております。市の中山間地域を象徴する貴重な財産であり、まさに守るべき農地であると認識をいたしております。この棚田の農地、景観が、つづら棚田を守る会の皆様の営農活動、保全活動によって守られてきたことについて、深い敬意を表したいと思っております。

一方で、議員御指摘のとおり、つづら棚田を守る会のメンバーも、70歳を超える方々が中心となってきており、高齢化による担い手不足、後継者の確保等、深刻な課題を抱えていることも承知いたしております。市といたしましては、人手不足が特に深刻であると認識をしておりますので、中山間地域を守る地域おこし協力隊や集落支援員の任用、これについて検討を進めてまいりたいと思っておりますし、現状も山間地をフィールドとする地域おこし協力隊を増員、加配しておりますので、こういった対策を今後も継続をしていきたいと考えているところでございます。このほか、情報発信の強化や交流人口や関係人口、保全活動の担い手につなげていく取組等について、今後、関係各所とも協議を行いながら、様々な手段について検討してまいりたいと考えております。

2点目の「アルベルゴ・ディフーズ」についての御質問でございます。アルベルゴ・ディフーズはイタリア発祥の分散型ホテルの形態で、地域に点在する空き家や古民家などを活用し、まち全体を一つのホテルに見立てて、宿泊形態をとる形であると認識をいたしております。集落内にある空き家や古民家を再生、活用し、空き家問題を解決することによる地域の活性化や、宿泊者が回遊することによる観光振興が期待できる取組ではありますが、市といたしましては、中山間地域におけるアルベルゴ・ディフーズの実施に向けた具体的な調査、検討については、これまでの間いたしたことはございません。

本市では、姫治地区を中心に、複数の古民家を活用した宿泊施設を運営されている民間事業者がおります。これはアルベルゴ・ディフーズの理念と類似するものであり、地域の資源を活用しながら、中山間地域へ宿泊者の受け入れを行い、地域の活性化につなげているものと考えております。中山間地域の活性化につきましては、議員御指摘のとおり、高齢化の進行や担い手不足など大変厳しい状況にあることは、十分認識をしておりますので、アルベルゴ・ディフーズのような取組について、民間事業者の皆様が自主的に取り組まれる事業を、必要に応じて市として支援をしていく形で、持続可能な地域活性化につなげていきたいと考えております。

3点目は、農林振興課における組織についての御質問でございます。議員御指摘のとおり、つづら棚田の保全や中山間地域の活性化は、本市にとって喫緊の課題であると認識をいたしております。市といたしましては、平成30年度に林野庁との人事交流を開始すると共に、農林振興課

内に林政係を創設し、人員体制の強化を図ってきたところでございます。また、現在も非常勤ではありますが、専門性が高い職員を会計年度任用職員として配置している現状でございます。令和6年9月議会におきまして、議員から中山間地域の農村、農業を守る対策について、現状の人員体制では取り組めない。核となる職員を配置してほしい。うきはブランド推進課の地域振興係の仕事の一環、または農林振興課との組織再編を検討してほしいとの御提言をいただきました。

そこで、令和8年度からは、農林業・山村振興施策の推進に向けた取組を、議員御指摘のとおり、一層加速させるために、農林振興課とうきはブランド推進課地域振興係の組織再編を行い、併せて人員の配置を見直すことを行うこととしております。具体的には、これまで、うきはブランド推進課地域振興係が担当しておりました中山間地域の業務を、農林振興課林業・山村振興係に移管し、従前の林政係2名体制から3名体制に増員することといたしました。また、地域振興係の集落支援員1名も、林業・山村振興係に配置替えをいたします。今後の組織体制及び人員配置につきましては、民間の専門人材等の活用も視野に入れながら、多様な人材確保について、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 丁寧な説明ありがとうございます。まず、1点目の、つづら棚田の保存という形の質問ですけど、結局、やっぱり人手がない、守っていく人がいない、今、守る会についても高齢化しているから、もうこれから先あと何年守れるか分からないと、そういった切羽詰まった中にきているんじゃないかなと。ただ、今、市長の答弁を聞いておっても、といって、じゃ具体的にどうするのかというのが、今、見えてないのが現状じゃないかなというふうに私、感じました。このあとの、2番の農業生産基盤組織の関係とも関連してきますので、この点については、また、そこでいろいろ市長のほうに質問していきたいというふうに思いますので、今、市のほうとして、どういうふうに苦慮しているかというのが分かったということで終わっていきたいと思います。

2点目のアルベルゴ・ディフーズの関係であります。今現在、市としては、これについては何ら検討もしていない、調査もしていないということであります。実を言いますと、私もまだよく分かりません。この実態がどうなっているのかというのは。本来、実は御承知のとおり、このアルベルゴ・ディフーズタウンとして、長崎県平戸市がその認定を受けております。九州ではここだけです。この長崎県平戸市のほうに、2月にちょっと個人的に何人かで視察に行こうかと思いましたが、受け入れのほうがちよっと2月は無理だということでしたので、今回、行けませんでした。だから、私も実態としてこれがどのように進められているのかというのは、まだ把握し切っておりません。しかしながら、なぜ今回、この問題を出したかと言いますと、実は、新川自治協の中に地域活性部というのがあるわけですけど、そこが18名、視察研修にこの長崎県平

戸市、このアルベルゴ・ディフーズに関する視察ということで、実はもう動いて行っているわけです。1月21日の日に視察をしております。泊りがけですね。だから、やっぱり先ほども言いましたように、地域もやっぱり自ら何とかせないかんというような思いに立って、こういった取組にですね、やっぱり自分たちなりに勉強していると。市がそれを全く知らないということじゃなくて、以前、高木市長のときの、中山間地域の活性化のときの回答にあったんですけど、地域座談会等をしながら、いろいろ地域とは活性化についての協議を進めておりますという回答であったわけですけど、実際この視察研修の中に、市のほうからは誰も参加してないというような、逆に言えば、市のほうに案内も来てないわけですよ。だから、そういった形からいったら、やっぱり市が出遅れておるといふか、やっぱり、それだけまだ真剣になってないんじゃないかなという気がしております。それで、今、すぐこのことをどうせろということは、私も先ほど言いましたように、内容的にまだ具体的には分かりませんが、やっぱり新たな建物を建てるとか、そういう施策じゃなくて、今言う、先ほど回答にもありましたように、地域にある空き家とかそういった地域の財産、そういったものを活用しながら、その地域全体でおもてなしをしていくような、そういった取組というふうに向っておりますので、そういったことについて、市としても、今後、十分調査研究していく。地元と一緒にやっていくということについて、再度、市長の答弁いただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、1点目と2点目について、様々御意見、御提言をいただきました。お話を伺っております、野鶴議員が思わんとすること、考えている方向性と、私の思いはほぼ同じ方向を向いていると思っておりますので、そういった中では、今後、様々御提言、御意見をいただきながら、前向きにいろんなことが検討できるんじゃないかというふうに、今、お話を伺って思ったところでございます。ただ、その中においてですね、今、野鶴議員から伺って初めて私も知りましたが、1月21日に新川自治協議会の地域活性部の皆さんが、先進地視察ということで平戸のほうお尋ねになっているのは、初めて伺いまして、恐らく担当課も承知しているのかしてないのか確認はしておりませんが、今、まさに野鶴議員がおっしゃっていただいたように、ぜひ、地域の皆様にも情報共有をいただきながら、逆に市を巻き込むような形で、お取組をいただきたいというふうにも思っているところでございます。逆に申し上げますと、その1月21日以後の2月2日の月曜日になりますが、つづら棚田を守る会の皆様から私と意見交換をしたいということで、ありがたいお声がけをいただき、うちのほうからも市長公室長はじめとして農林振興課のメンバー、また、うきはブランド推進課の地域振興係のメンバーも連れて、新川自治協のほうをお訪ねをし、様々、松木会長をはじめとして参加いただいた皆様から、御意見、御提言をいただきましたし、その中において、私から提案できるような話も幾つかお話をさせてい

ただいたところでございます。具体的な内容につきましては、先ほど野鶴議員の質問への答弁で行いましたように、まずは人が足りないのであれば、地域おこし協力隊や集落支援員といったような人を入れていこうと、今、先輩方が築かれているものを、何らかの形で継承していただく方を入れて、一緒にやっていただく期間を極力つくっていくことが肝要じゃないかということで、つづら棚田を守る会の皆さんにも、一定の御理解をいただいたところでございますし、あと、私が皆様の話を聞いていて、少し気になったのが、今、棚田でとれている令和7年度の管理の面積が793平米ぐらいということで、お伺いしておりますが、そこでとれたお米ですね、1,200キロ分ぐらいになろうかと思いますが、この部分が道の駅に基本的には出しているというような形で、正直申し上げて、あれだけの環境の中で皆様が多大にお骨折りをいただいて、要は、大型の耕作機械が入るわけでもございませんし、本当に手作業で、そして、あれだけの環境の中で育ってきたものについて、やはり道の駅で他のお米と並べていると、やっぱり、その付加価値分高く売れないんじゃないかというようなことを、申し上げたところでございます。やはり、つづら棚田のお米が食べたい。あのようなすばらしい環境で育ったお米ならば、これぐらいのお金を出してでも買いたいというような方に対して、しっかりと販売をしていく。そこで得た収益で様々な取組をしたりだとか、新たな人を雇ったりとか、若い人がお手伝いをしてくれれば給金を出したりだとか、そのようなことができるんじゃないかと、今までのように、いいものをつくってすばらしい取組をしてるんだけど、基本的には若い人たちにはボランティアで来ていただくとか、そういうことでは持続可能性がないのではないかというような議論も、この日にはさせていただいたところでございます。そういったところで、この棚田でつくった貴重なお米の出口の戦略についても、今後、何らか一緒に考えていけることがあればというようなお話もさせていただいたところですので、農林振興課とも話をしながら、何か具体的な取組ができないかについては検討していきたいと思っております。このように、ぜひ、地域の皆さん、今、野鶴議員や他の議員の皆様にお困りの声を挙げていらっしゃる皆さんがいらっしゃれば、議員の皆さんがまず聞いていただくことが一番肝要だと思っておりますが、私どもが意見交換ができるような団体さんや何か取組をされてある方であれば、しっかりと我々も現場に向かってですね、お話を伺いたいと思っておりますので、そのような御縁つなぎを議員の皆様からもいただければ幸いに思います。

あと、アルベルゴ・ディフーズについてでございますが、これは今いろいろ調べている中においてですね、やはり、この集落の中に点在する空き家をホテルにすることは、中山間地域でも可能だと思っております。ただ、アルベルゴ・ディフーズの場合は、その集落の中で全てが完結するようになっておりますので、御飯を食べられるところがあったり、少し余興で遊べる場所があったりというようなところで、一つのホテルのような形を形成しますので、中山間地域の中で御飯を出せるところだとか、人が娯楽を楽しめるような施設とかをつくった際に、維持、運営、管

理ができるのかというような、デメリットもあるようでございます。ですので、逆に申し上げますと、このアルベルゴ・ディフーズのような取組は、筑後吉井地区のような町なかに、食べるところやいろんなものがそろっていて、空き家を活用して一つのホテルみたいな形に、今、民間事業者でそのような形をとってらっしゃるところもありますけど、そういったのが好ましい形ではないかというふうに思ったところでございます。ただ、今、中山間地、小塩を中心に7件ほど民間の方でやられているところが、かなりその議員が御指摘されているアルベルゴ・ディフーズに近い形でやられていますので、こういったところが、今後、また棟を増やしていくというような御希望があるときには、市としてでき得る支援をしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） ただいま回答いただきました。アルベルゴ・ディフーズの関係ですけど、確かに今言うように地域全体で賄うと、新川地区だけを考えるとちょっと難しいんですけど、新川田籠地区、あそこが伝統的建造物群地域に指定されておりますので、その全体の伝統的建造物群地域の一環としてやれば、その中には田籠の上のほうにはいろんな食堂とか、ああいう要するにイビザとかですかね、ああいうのもありますので、そういうふうに考えていくと、もう少しちょっと広い範囲になりますけど、できるんじゃないかなというふうに考えております。もう一番やりやすいのは、今、市長が言いましたように、吉井町の伝建地区でやったら、もつこのアルベルゴ・ディフーズの取組というのは容易にやれるんじゃないかなと。だから逆に言うと、うきは市の中で、そういった地域が幾つもあるといいんじゃないかなという、そういったことも含めてですね、これは中山間地区に限らず、やれる空き家活用の取組じゃないかなということも含めて、今後、調査検討をぜひともしていただきたいというふうに思っております。

それでは、時間の関係もありますし、（3）とかにつきましては、今日の一番の私としてはテーマであります2点目、こちらのほうとも全て関連してきますので、2点目に入っていきたいと思えます。

2点目は、農業生産基盤を担う後継者育成のための施策はあるのかということであります。この点につきましては、農業を担う後継者は年々減少しております。農業を営む生産基盤というのは、本当は危機的状況になってきていると思えます。前より私は再三このことについても申し上げてきました。

市として、今後5年、10年先のうきは市の農業を守るため、どのような施策を果たしていくのかと、検討しているのかということでもあります。これは正直言って市だけの問題ではないと思えます。農業に関しては、やはりJAにじ、農協という大きな団体がありますので、そういったJAにじとの協議の中でですね、こういったことについて具体的に検討して、議論しているのかということをお尋ねしたいと思います。

2点目として、一番私が今回、取り上げていただきたいのが、改めて、特定地域づくり事業協同組合制度等を活用しての、農業生産基盤組織の設立と運営についてであります。これについて、本当に真剣に検討していただきたいと思っていますところです。これこそJAにじと協働して実施できないものか、市長の考えについてお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、農業生産基盤を担う後継者育成のための施策について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の農業後継者が年々減少する中、今後のうきは市の農業を守るためには、どのような施策を検討しているのかとの御質問でございます。議員御指摘のとおり、後継者の減少により、本市の農業生産基盤は厳しい状況にあると認識をいたしております。特に、果樹栽培につきましては、手作業中心の作業が多いことから人手不足に加え、高齢化、後継者不足、鳥獣被害など、複合的な課題を抱えております。農業の衰退は地域全体の活力にも影響いたしますので、着実に対策を進める必要があると考えているところでもございます。

市といたしましては、担い手を確保していくため、国の新規就農者育成総合対策事業を活用し、年間150万円の給付や施設整備等の補助を実施しているところでございます。また、市独自の新規就農促進事業において、農業資材や機械、設備費用の一部を助成しているところでもございます。加えて、後継者のいない農家の第三者承継につきましても、就農希望者等の面談を重ねる中で、離農を検討されている方とのマッチングを進め、施設栽培を中心に、経営全体の承継につなげてきたところでもございます。うきは市の基幹産業である農業にとって、今後5年から10年は、担い手確保と生産基盤の維持に向けた正念場になると認識をいたしております。

本市といたしましては、これまでの新規就農促進事業や第三者承継の取組を一層推進すると共に、若い世代が魅力を感じる、もうかる農業の実現に向け、高品質の農作物を、品質に見合った価格で販売できる市場の開拓でありますとか、ターゲットに照準を定めた販路の拡大、うきはブランドの認知度向上、スマート農業の導入など、収益性の向上にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。関係機関と情報共有を図りながら、総合的に施策を推進し、持続可能な農業の実現に努めてまいりたいと考えております。

2点目の特定地域づくり事業協同組合制度等を活用しての農業生産基盤組織の設立と運営について、JAにじと共同して実施できないものかとの御質問でございます。本制度につきましては、令和3年9月議会及び令和4年3月議会に議員から、また、令和7年3月議会においては岩淵議員から御提案をいただいております、これまで3回にわたり御議論をいただいているところでございます。これまでの議論を振り返りますと、令和4年3月には、年間を通じた労働機会の確保が困難であるという課題を共有させていただいたところでもございますし、令和7年3月には、市内で

のニーズを把握していないと、こういうふうにお答えをしまいたところでもございます。その後、全国的に活用事例は増加し、総務省の公表資料によりますと、認定組合は全国で139組合となっており、特に、農業分野での活用事例が蓄積されております。先進地では、繁忙期対応や新規就農者の研修の場としての機能をしている事例もございます。本制度の特徴は、農業だけでなく商工業や観光業など、複数の業種を組み合わせることで、年間を通じた雇用を創出する点にあります。

本市といたしましては、担い手確保と生産基盤の維持が重要な課題である中、本制度は選択肢の一つと考えておりますが、年間雇用の確保という課題の解決には、農業の繁忙期を補完できる他業種との連携が前提となり、市内各業界のニーズ把握や事業者間の調整など、慎重に検討すべき課題が残されていると考えております。また、本年4月1日には、JAにじがJAみい及びJAくるめと合併し、JA福岡くるめへ統合されます。この合併により、組織体制や事業方針が変わる可能性があります。今後、JA福岡くるめをはじめ、うきは市商工会、うきは観光みらいづくり公社など、関係機関と情報共有を図りながら、他業種が連携した雇用創出の仕組みづくりについて、引き続き研究をしまいたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 市長のほうの言わんとすることは十分分かります。ただ、やっぱり、この組織を設立しようとなぜしないのだろうか、私としては思うわけです。市としても、今、農業生産、担い手が非常に少なくなっていて、後継者がいなくなっているという状況は、もう十分認識していると思います。この組織を設立すれば非常にメリットがあるわけです。今、答弁の中にもありましたように、農業ということ考えたときに、繁忙期には人手が足りない。逆に閑散期とかそういった場合は、逆に作業がないので、要するに通年雇用が非常に難しいというのが、農業で言われていることだと思います。また、作業時間というのも1日通じて短いために、作業がない日とかもあるというふうなことで、やっぱり仕事として考えたときに、非常に雇用するのが難しいということだと思うんですよ。これはもう全くそのとおり、そして求人を募集しても募集がないと、だからこそ、今回、提案しております特定地域づくり事業協同組合、これを設立する必要が非常に大きいんじゃないかなというふうに思っておるわけです。これはどういったことかと言いますと、結局、年間を通じた仕事というのを創出するためにですね、安定的な雇用環境、これを創出するために、今、言いますように、ただ農業だけでない他のいろんな事業ともマッチングをして、そして1年間その人が雇用できるようにすると、これが一番大きな目的であります。そして、今、半農半Xということがよく言われておりますけど、この半農半Xの多様なライフスタイル、いろんな自分の好きな仕事プラス農業というふうなことも十分できるわけです。その企業についての把握をしていないというところですけど、それはもう調査したらすぐにでも、だか

ら逆に調査してやったら、いっぱいそういった雇用機会があるんじゃないかなというふうに思っております。一例を挙げますと、例えば、浮羽カントリーなんかでもですね、あそこ管理、要するに芝刈りとか草刈り、そういった作業をする人たちの人手がないということで募集もしておりますし、市のほうの雇用、あそこのほうにも募集をお願いをしておるところであります。結局、そういったところと話をしますと、午前中だけでもいいから手伝いしてもらおうと助かるとか、朝早く3時間ぐらいでもいいとか、そういう話も出ているわけですよ。そしたら、結局、うきは市のほうで、農業しながら時間とか雇用がないときに、そういったところに行って、また、そういった作業のお手伝いもすると、そういったことによって賃金を得られるというふうなこと。だから、そういったニーズは私たくさんあると思います。繁忙期だけじゃなくて、そういったとき以外にもですね、いろんな作業形態というのはあるんじゃないかなと。逆に言えば、そういった組織がないからこそ、そういった、例えば若者でちょっと農業もやってみたいとか興味のある方、そういった方たちが、なかなか思い切ってこっちのほうにやっぱり来ることができない。そういう状況じゃないかなというふうに思います。先ほど、答弁の中でありました、全国で139の団体、市がやっているということですけど、令和9年度まで、もう既に認定を受けておるところを入れますと、もう既に172の市町村というか団体が認定を受けているという状況にあります。九州管内におきましては、令和8年度までに、もう来年度の分の認定を受けているところを合わせると44地区、もう既にやっているわけです。面白いことに福岡県はゼロです。鹿児島県は14、そして宮崎とか熊本、そういったところが、次いで7とか6とかいう団体が、もう既にこの事業には認定されて取り組んでおるわけでありまして。なぜ福岡だけがゼロなんでしょう。全国的に見て面白いのが、東京、神奈川、千葉そして大阪というふうな感じですね、やっぱり人に近いところ、人口減少がそこまで激しくないようなところ、県がやっぱりこの事業には取り組んでいないと、うきはも福岡県だからということじゃないと思うんですよ。このうきは市こそやっぱり福岡県でありながら、一番田舎のほうになりますので、この人口減少が激しいし、さらには農業の後継者不足ということで、いろんな新規就農を呼んでも、なかなかこちらに入ってくれないという状況があるんじゃないかと。だから、そういった意味において、やっぱり、この特定地域づくり事業協同組合、これをつくればですね、非常に助かるというふうに思っております。先ほど言いました、JAにじが今度、久留米のほうに合併されます。そうなってくると、ますますですね、こういったことをやろうと思ってもできなくなるんじゃないかなと、別にJAにじがこれに中心となってやる必要はないんですけど、やっぱりそういったところでJAにじとも協力を得ながら、やるべきだというふうには思っておりますので、今のうちに早急に何とかしないといけないんじゃないかなと思いますけど、再度その辺、市長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、特定地域づくり事業協同組合について、様々な御意見、御提言をいただいたところでございます。議員の発言の中にもありましたように、これがなかなかできない理由の幾つかは、議員の発言の中にもあったのではないかとこのように思っているところでございます。例えば、議員から今お話をいただいた仕事もですね、いろんな形の仕事がある中において、例えば午前中だけとかですね、そういった様々組み合わせることも可能かと思うんですが、逆に言えば、短時間で当然、働く時間が少ないですので、低収入というような仕事が多いということになると、逆にですね、若い人たちは、どうしてもフルで働ける場所であったり、高収入を求めたりということになりますので、そこでミスマッチが発生をするというようなことにもつながってくると思いますし、逆に言えば、今、申し上げたような、短時間とか収入的にはそこまで多くないということであれば、今、このまちでもフルに様々な場所で御活躍をいただいているシルバー人材センターの皆様とか、そういったところで今御活躍をいただいているわけですが、若い方が働く活躍をするフィールドとは、また、ちょっと違うフィールドになってくるのではないかとこのように部分も、今お話を聞いていて少し気になったところでございますし、とにかく、まずはこの特定地域づくり事業協同組合をつくってみてはどうかというようなお話もいただきましたが、これをつくるからには、当然、この組合としてきちんと持続的に運営できるための、様々なリソースが必要だということに思っています。つくったからといって人がわんさか集まってくるわけではありませんので、一定の人間を確保して、いわゆる、組合ですから、恐らく組合員さんになるんだろうと思いますが、この組合を運営していく組合員さんを一定数確保しないといけないところの中において、地域の皆さんの御協力が不可欠なものになってくると思っておりますし、そういった中で申し上げれば、1個前の質問になりますが、今、地域おこし協力隊や様々な形で、今、若くて市のほうで3年ぐらい会計年度任用職員として、雇用ができる人間を中山間地域に送り込んでいますので、そういった方々がそれぞれのミッションをなりわいとしながら、この組合の組合員として、活動ができるような基盤ができてくれば、そういった方々を中心に、こういった組合を設立するお手伝いができるのではないかとこのように思っているところですし、そういった人間がどんどん育成されていけばいいなという思いで、この令和8年度も、そういったミッションを帯びた地域おこし協力隊員を加配するつもりでありますので、とにかく、まずは少し時間がかかって申し訳ございませんが、人を育てていくということにも一定の御理解を賜りながら、その中において、ただ、議員が御指摘になられるように、長く時間がとれるような問題でもございませんので、そういった中で、どのような形でこういったものができるのかということについては、しっかり今後、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） よく分かりました。行き着くところはそんなに外れてない、同じ考えかなというふうにも感じております。今、言いましたように、先ほど1番目の質問の中にもありましたように、地域おこし協力隊、逆に言えばですね、そういったところでいろんなミッションを持たせておりますけど、この特定地域づくり協同組合、こういった部分もそのミッションとして一つやってもらいたいというのが、先ほど人的配置をお願いしたいというところの一つです。なかなかこれに簡単に取り組めないという不安があるのは分かります。例えば、例を言いますと、これネットとかで調べても、こういった事例も載っておりますので、農林振興課長等も分かっているかと思いますが、この組合で6人、6人雇用したとします。その人たちに年間400万円やったとすれば2、400万円、人件費として必要なわけです。組合運営費として事務員とかそういった部分もいるでしょうから、運営費として別に600万円、合計3、000万円、この3、000万円がこの組合の例えば運営費と給料を含めてですね、そういうふうになっていくわけです。そのうちの1、500万円は当然、組合でやってくださいよと、要するに、作業の受託を受けますので、そういった中で1、500万円をその中で生み出してもらおうと。残りの1、500万円が、さっき言ったような、市町村がそれを補助しているわけです。2分の1がですね、市町村が2分の1、残りの1、500万円。ただ、その1、500万円のうちの2分の1は、国から交付金として下りてきます。だから残りが4分の1になります。その4分の1のさらに2分の1が、今度は特別交付金として下りてくると。だから、実際、市がこういった組合をしたときに補助する金額、実金額というのは370万円、それによって6人の雇用ができる。事務員入れたら7名になるかもしれません。だから、その6名の方はその年間400万円の収入の中において、先ほど言う、自分のやりたいミッションとか、それとプラスアルファでいろんなところに派遣されていろんな仕事をやっていくというふうな、こういう仕組みづくりができるわけなんですよ。そしたら年間500万円出したとしても、市が年間500万円ずつ出すことによって、6人から7人のそういった人たちがそこで働くことによって、農業を覚えて、そして自立したいというような希望があれば、そういったときには、また、いろんな自立支援をやっていけばいいんじゃないかなというふうに思うわけです。だから、いろいろ調べて調査することももちろん、市としては慎重にやりたいという気はあるかもしれませんが、もうこれは何年も前からずっとこのことを言い続けておりますけど、全く前に進んでいないというふうに思うわけです。だからこそ、やっぱり令和8年度ぐらい、地域おこし協力隊にこういったミッション入れて、もう8年度ぐらいには認定を受けるような気持ちですね、やっぱり取り組んでやってもらいたいと、先ほど市長も言いました。まだあと何年待ってとってもいいとかいうような問題ではないと思います。もう本当ここ二、三年のうちに手を打たないと、もう平坦部の米、麦はまだ大丈夫にしても、樹園、

果樹関係、本当にもう荒廃地も増えてきております。そういった中においてですね、そういったところでやりたいという方とか、なかなかすぐにはできないけど、こういった組合の中に入って、そして働きながらやっていくというふうな形を、そういう組織をやっぴり早く立ち上げることが必要じゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも人的配置、先ほど言った地域おこし協力隊でも、地域おこし協力隊の中の人間でも結構ですし、会計年度任用職員として、専門的にやってくれる人間を考えていただくのも結構かと思います。今回は2名体制が3名になったというような話も、先ほど言いましたので、そのうちの1名については、こういったこの事業についてですね、やっぱり専門的に勉強して、やることを進めてもらいたいというふうに思っておりますけど、再度お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今回、議員からいただきました御意見については、今後の取組の参考にしっかりさせていただきたいというふうに思っておりますが、市として、やはり慎重な姿勢をとる一つの理由としては、先ほども答弁の中で申し上げましたが、これが瞬間的にたった1年とか2年ぐらいあればいい組合ではないということです。つくるからには、今、議員から様々御指摘をいただいたような、目的を持って当然、持続可能に長く中山間地であるとか、この組合が設置された地域の発展のために、寄与してもらわないといけないわけですので、このつくり込みスピード感は当然必要なんですけど、つくり込みをしっかりしておかないと、今、議員から御指摘をいただいたように、例えば国や県の補助を様々としてですね。市の単費負担としてはそこまで大きくない額で、例えば、その例に挙げていただいたように、5人、6人の雇用を生み出したとしても、この方々が1年で路頭に迷うようなことになってはならないわけでありまして、そういったところも含めて、まずもってこの組合、野鶴議員からも多々質問いただいておりますので、今、様々、私自身も勉強させていただいているんですが、やはり、これはこの地域の皆さんをしっかりと御協力をいただいた中で、この地域としてどのような活動がこの組合の事業としてやれるのか、そこに今までこの地域にはないリソースとして、観光業だとか飲食業だとか、そんなところがくっついてきて、年間を通して働き手が働けるようになるのか。私は、この中に市役所の基幹職員がいてもいいと思うんですよ。農業が閑散期のときには、市役所や会計年度任用職員として働いていただくような方がいらっしゃってもいいと思っています。そういう支援のやり方もあると思っていますので、やり方をしっかり検討して、とにかく申し上げたいのは、これを一過性のもので終わらしちゃいけないと、長く続けられるような組合につくり上げないといけないという思いがありますので、ぜひ、また、議員からも具体的な御提言をいただきながら、事業を進めていければいいなというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 当然、これ一過性という考えで私も提案しているわけではありません。逆に言えば、今後、ますますですね、農業の担い手というのは増えることはない。今以上に増えることはない。ますます減っていくと、今でも農業をされている方は、もう繁忙期には人手が足りない。もう80過ぎのじいちゃん、ばあちゃんでも、いろんな果樹の手伝いに、もうこの人を外したらもう人がいないというふうな状況も聞いております。やっぱり、そういった中であるからこそですね、早くにこの組織を立ち上げて、きちんとした安定的な生活ができる体制をつくってやるということで、今の状態だと全くそれが無いから、私は、逆に今こそつくるべきではないかという。そして、これがきちんとできれば、先ほど言った交付金とかがって1年で終わるわけではありませぬので、この組合が持続していく限り、きちんとやっておけば出ると思っていますので、やっぱりそういった意味で、市の負担ができるだけ少なく済むし、そして、それにおいて農業の生産基盤が守れるんじゃないかという思いで言っておりますので、ぜひとも検討を進めていただきたいというふうに思います。お互いこの問題については、それぞれまだまだ勉強不足なところもあるかと思っておりますので、私もこれを提案したから終わりではなくて、これを私自身も勉強していきたいというふうに思いますし、また、いろんな提案をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。時間の関係で、今回は3点質問するようにしておりましたので、3点目に入りたいと思ひます。

最後になりますけど、筑後川温泉の活性化対策についてであります。この問題につきましても、半年前に一般質問を行ったわけでありませぬ。再度確認の意味で質問させていただきたいというふうに思っております。

筑後川温泉の活性化については、令和7年9月の一般質問で、4点ほど私は提案を行っております。

1点目等についてはですね、国との国交省との絡みもありますので、すぐには結論が出ない問題ではあると思ひますけど、中で、2つ目の温泉街の中心地にある市有地の利活用の問題であります。有効利用を図るようになんと言ってきたおりました。今回、令和8年度においては、何か具体的なものがあるかなというふうなところで、予算書等も見ただけど何ら動きがありませんので、今後どういうふうなそこを、その市有地等の開発についてやっぺいこうとするのか、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、筑後川温泉街の活性化対策について、令和8年度の具体的な対応策についての御質問をいただきました。

令和7年9月議会の一般質問において、議員より筑後川温泉街の活性化対策について御提案をいただいたところですが、今回、再度温泉街にある市有地の有効活用についての御質問をいただ

きました。市有地の活用につきましては、市としましては、温泉組合の皆さんや観光公社とも協議を重ねているところでございますが、現在のところ具体的な活用方法について、お示しできるところまでは至っていないのが現状でございます。原鶴温泉地域では、昨年の夏に数日にわたり夜のイベントが実施され、宿泊客以外の方も来場されにぎわったと伺っております。その際には、筑後川温泉旅館組合の皆さんも、現地視察や情報収集などを通じた研究に努められておられるというふうにも伺っております。また、今年の大石かわまちづくり事業の一つとして、大石分水路で、大石かわまち「うきはランタン」を2月に実施いたしております。内容は、市内の保育所の園児たちに紙コップに絵を描いてもらい、その紙コップをライトで照らすことでランタンに見立て、夜のにぎわい創出につなげるという企画で、300人以上の方がお越しいただき好評だったというふうにも伺っております。また、温泉組合の皆さんからも、なるべく人の手をかけない形で、例えば竹灯籠などを設置し温泉街をライトアップして、宿泊客の方にそぞろ歩きを楽しんでいただけるような案なども、御提案をいただいているところでございます。市といたしましては、市有地の有効活用や、かわまち事業で整備された場所一帯を含めた温泉地域の活性化対策について、温泉組合や地域の皆さんと連携し、引き続き、有効な活用について検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 回答いただきました。なぜ私が、今回また、これを確認の意味でやったかと言いますと、まさしく今、市長が答えましたように、かわまちづくりで温泉、ランタン祭りということで、児童を使ったそういったやっぱり取組として、大石地区として、これはやっております。そういった中において、例えば温泉に泊まった人がランタンまつりのあった場所に行こうとすると、その市有地のところを通るわけですけど、ここの公園が、公園があるわけですけど、そこはもううっそうとして、ちょっと気持ちが悪いくらい、逆に悪いイメージを与えているような感じもあります。だからそういったところをですね、早めにやっぱり、あそこは市有地全体で2,500ほどありますけど、その部分を早めに何とか利活用できるように、確かに温泉組合との協議というのは進めているかとは思いますが、やっぱり何らかの形でこちらのほうから、こういったものはどうですかというふうな提案をしてあげないと、素人衆でそして5つの組合、それぞれの旅館があって、それぞれの思惑も違うからですね、なかなか意見をまとめようとしてもまとまらない。いつも、あそこの悪いところというわけじゃないですけど、やっぱり、そういうふうにいるんなそれぞれがやっぱり事業主でありますので、なかなか一つの意見にまとめるのに時間かかると、だからそういったことで、もう何十年もいろんなところでそういった経過が進んでおるわけでありまして。そういったことから考えたらですね、やっぱり市のほうでこういったものに有効活用してやったらとか、そして、それに関連してこういったイベントをし

てやったらという、やっぱりアイデアをですね、少しは市のほうがコンサルの力を借りながらでもいいですけど、何かリードしていったらあげないと、なかなかそういったものが進まないんじゃないかなと、そういった意味で、今回、予算のほうにコンサル費等の委託料とかもありませんでしたので、やっぱり、もう少しそこら辺を市が積極的にリードしてやっていただきたいというふうに思って、今回、確認をさせていただいております。その辺について、再度、最後になりますけど、市長の答弁をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ありがとうございます。議員がおっしゃられるとおりだと思います。できればですね、市のほうから何らか有効な活用策を、温泉組合や大石の地域の皆さんに御提案ができればということで、今、ブランド推進課もいろいろ考えていただいていますし、まさに、先ほど答弁をした、原鶴温泉の旅館組合の皆さんがやっていた夏のイベントなどは非常に盛り上がったようですので、そういったことも検討の材料になるかというふうに思っています。現地にも行って見たんですが、確かにおっしゃられるように、ちょっとうっそうとしてるようなところがあったりとか、あと、地図で見るとですね、意外に使い勝手の悪い形の市有地だなというのも分かってまいりましたので、これを、いかに有効に活用するかというのは、少し頭をひねらないとなというように思いますので、まさに議員から御指摘をいただいたように、今後については、市も主体的に考えているつもりでございますので、当然、一緒にやっていただく温泉組合や大石の皆さんとの御協議も重ねながら、しっかり取り組んでまいりたいと思っておりますし、よろしければ、また、議員も地元でありますので、今回のアルベルゴ・ディフーズのように、具体的な取組の例などを示していただければ、存分に参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） この点についても、考えるところは一緒であるというふうに感じております。やっぱり当然、地元の意向というのを大事にするということは、貴重なことではありますけど、それプラスやっぱり市が何らかの形でリードしていったらあげないと、なかなかこういった新たな政策とか開発に関しては、やっぱり市民というのは素人でありますので、思いはあってもなかなか前に進めないという気がします。そういった意味で、ぜひとも、今後、市がリードしていったらあげて、そして、やっぱり有効活用、市の市有地でありますので、有効活用を図っていただきたいということを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） これで、7番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日3月3日は、午前9時から一般質問、その後、議案質疑を行いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

本日は、これで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時39分散会
